

## 平成30年第1回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町教員住宅宿舍新築工事 平成29年12月15日専決）
- 第 7 議案第20号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第21号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第22号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第23号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第24号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第25号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第26号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第27号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第15 議案第 4号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 5号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 6号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 7号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 8号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第 9号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第11号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第12号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第24 議案第13号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について  
第25 議案第14号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第26 議案第16号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について  
第27 議案第17号 指定管理者の指定について  
第28 議案第18号 指定管理者の指定について  
第29 議案第19号 指定管理者の指定について  
第30 議案第36号 中頓別町道路線の廃止について  
第31 議案第37号 中頓別町道路線の認定について  
第32 議案第38号 中頓別町道路線の変更について  
第33 議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第34 議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定について  
第35 議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定について

○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君  | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君  | 4番 宮崎泰宗君  |
| 5番 細谷久雄君  | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |       |        |
|-------|--------|
| 町長    | 小林生吉君  |
| 副町長   | 遠藤義一君  |
| 教育長   | 田邊彰宏君  |
| 総務課参事 | 長尾享君   |
| 総務課参事 | 野露みゆき君 |
| 総務課主幹 | 庵日鶴君   |
| 総務課主幹 | 笹原等君   |
| 産業課長  | 平中敏志君  |
| 産業課参事 | 藤田徹君   |
| 産業課参事 | 多田優彦君  |

産業課主幹	永田剛君
産業課主幹	西川明文君
建設課長	山内功君
建設課主幹	千葉靖宏君
建設課主幹	土屋順一君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	北村哲也君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	野田繁実君
教育委員会主幹	相馬正志君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	西村智広君
出納室主幹	今野真二君
認定こども園長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	矢上裕寛君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

- 議長（村山義明君） ただいまから平成30年第1回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前10時00分)

◎開議の宣告

- 議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、東海林さん、7番、星川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

- 議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
議会運営委員会委員長の報告を求めます。  
細谷さん。

- 議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、平成30年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月20日及び2月23日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月1日から3月14日までの14日間とする。3月11日は休日休会の日であるが、開かれた議会を実践するため、サンデー議会として、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問を行う。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。

3、提案された議案の取り扱いについて、議案第2号、第3号、第15号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。議案第28号から第35号の平成30年度中頓別町各会計予算は、議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月12日の本会議終了後から審査する。

4、テレビ中継について、3月11日午前10時からのサンデー議会及び3月12日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

- 議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月1日から3月14日までの14日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月14日までの14日間とすることに決しました。

お諮りします。3月11日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会報告のとおり、町民に開かれた議会を实践するためサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告及び町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第3回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） おはようございます。1月29日並びに2月23日、2回所管事務調査をしております。

まず、1月29日からご報告申し上げます。

平成30年2月9日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、（1）、介護保険料について、（2）、平成28年度総合計画実施状況について、（3）、平成28年度総合戦略実施状況について、（4）、道営公共牧場整備事業（哺育・育成牧場の整備）について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、平成30年1月29日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、1月29日、平成29年第4回定例会議決の継続調査と

して所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、(1)、介護保険料について。介護保険料の見直し時の増額については、増額の幅が大きくなるように配慮すべきである。

(4)、道営公共牧場整備事業(哺育・育成牧場の整備)について。農家戸数の半数にも満たない参加に基づく計画であり、施設利用に係る料金、施設運営に係る収支等、さらなる詳細な説明が必要であり、慎重な計画を作成すべきである。

以上。

次に、2月23日実施した件について報告いたします。

平成30年2月27日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、第7期介護保険事業計画について、(2)、第5期障がい者福祉計画について、(3)、町内工事視察、1つは特別養護老人ホーム長寿園増改築工事、2つ目に教員住宅宿舍新築工事、(4)、道営公共牧場整備事業(哺育・育成牧場の整備)について。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、平成30年2月23日。

4、場所、議場並びに特別養護老人ホーム長寿園及び教員住宅宿舍。

5、調査の結果、本委員会は、2月23日、平成29年第4回定例会議決の継続調査のうち、緊急を要する事項として所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみました。

6、調査意見、(3)、町内工事視察については、①、建築工事については、管理監督する建築の専門職員を配置すべきである。②、教員住宅の管理について、入居者に対し、住環境の整備を行うよう指導を望みます。

以上であります。

以上、所管事務調査の報告を終わらせていただきます。

○議長(村山義明君) これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長(村山義明君) 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長(小林生吉君) おはようございます。大変多忙な時期ではありますが、平成30年第1回の定例会を招集させていただきましたところ、全議員の皆さんのご出席を賜り、心からお礼を申し上げたいと思います。とりわけこの第1回の定例会につきまして

は、新年度における基本的な事業、予算についてのご審議をいただく大変貴重な重要な議会というふうに思っておりますので、何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

私から行政報告として2点、申し述べさせていただきたいと思います。1点目は、介護予防通所・通所リハビリテーションの開始について。平成28年4月から開始をしておりますリハビリテーションにつきましては、平成30年度の医療・介護報酬同時改定において、要支援者及び要介護者については、医療保険から介護保険に移行することとなりました。このことから、現在まで医療保険適用で実施してきましたリハビリテーションにつきまして、介護保険でも適用できるよう認可申請の準備を行っております。介護保険に移行することで、医療保険では一病名150日以内といった実施期間に制約がありましたが、これが解消されることになり、より一層利用者の方々のご要望を受けてサービスを充実することができます。なお、入院の患者様におきましては要支援者、要介護者とも従来のとおり医療保険の適用となるところです。

2点目、平成29年度普通交付税基準財政収入額の過大算定に係る処理について。平成29年度算定の普通交付税において、基準財政収入額に係る市町村民税法人税割の数値過大算定により交付額が大幅に減少しました。その後、3年に1度実施される交付税検査と併せて昨年11月に事前調査が実施されました。事前調査の結果、法人税割の錯誤、修正額として平成29年度交付税での影響額は2億6,394万9,000円となる予定で、平成29年度減収補てん債借入れ、平成30年度での普通交付税の錯誤と修正額の精算、さらに特別交付税での交付の3種類にて全額措置される予定です。

平成29年度借入れの減収補てん債について、その処理方法が決まっていなかったこともあり、補正予算の計上額が8,000万円と多額になっておりますが、翌年度の普通交付税の基準財政収入額を的確に把握することにより、その借入額を最小としていくこととしております。

また、法人税割の制度として、3カ年かけて精算していくという制度により、平成30年度、平成31年度の法人税割の精算額として影響が出ますが、その影響額についても平成30年度、平成31年度の2カ年で総務大臣修正額として整理されることとなっております。

以上の事により、平成29年度での財政調整基金の取り崩しによる財源補てんは行わないこととしているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎承認第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町教員住宅宿舎新築工事 平成29年12月15日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町教員住宅宿舎新築工事 平成29年12月15日専決）、教育委員会工藤次長より内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年3月1日提出。

1枚めくっていただきまして裏面になります。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月15日、中頓別町長。

中頓別町教員住宅宿舎新築工事。

工事請負変更契約の締結について。

中頓別町教員住宅宿舎新築工事の請負契約を次のように変更する。

平成29年9月6日、議案第47号、内容でございますが、事項名、契約の金額、変更前6,480万円、変更後6,764万400円、284万400円の増額でございます。

工事請負契約書の第17条による変更でございますが、設計図書と工事現場の状態の不一致及び条件の変更がこの変更該当いたします。工事を実施しまして、その実施による部材であったり、またその部材の数量であったりというところを精査したことによるものでございます。工事内容の拡大に伴う重大変更ではなく、設計変更に伴う請負代金額の増減見込み額の累計が変更前請負代金額の20%以内であり、1,000万円未満である軽微な設計変更であること、これは北海道建設部の設計図書等作成要領を準用し、現在中頓別町において事業を進めているところでございまして、この要領に基づく内容でございます。であることから、専決処分にて対応したところでございます。

町議会への報告について、直近の議会で説明すべきところでございました。12月15日付で専決処分を行ったところでございますが、12月定例会が終了し、年末を控え、議会を招集する時間的余裕がなかったこと、それと人事院勧告による給与条例の変更等について、当初3月議会で提案する方向で協議をしておりましたことから3月に提案となってしまうまい。1月臨時議会において、この人事院勧告による給与条例の変更について議案を提出したところでございますけれども、それにあわせて本来この専決処分についても報告すべきところを失念しておりました。報告がおくれたことをおわび申し上げます。大

変申しわけございませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町教員住宅宿舍新築工事 平成29年12月15日専決）は承認することに決しました。

#### ◎議案第20号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第20号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第20号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第20号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げたいと思います。

なお、本日、第1回定例議会の提案議案の正誤表が提出されていると思いますが、そこで一部議案の修正がありますので、ご理解いただければと思います。

それでは、1ページをお開きください。平成29年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,555万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,562万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、6款農林水産業費、2項林業費、林業専用道天北線開設事業1, 160万円及び8款土木費、5項住宅費、公営住宅維持管理事業160万1, 000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰り越しの理由は、林業専用道天北線開設事業は軟弱地盤による対策工に時間を要したことにより工事の一部を平成30年度に繰り越し、公営住宅維持管理事業は事業費の精査による減額分を補助金額の確定に伴い、歳出のみを平成30年度に繰り越して執行するものであります。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では限度額を変更前4億3,940万円から変更後4億820万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業のみご説明いたします。森林管理道松鷹線開設事業の限度額を変更前1,300万円から変更後1,290万円に、町道中頓別町駅向線整備事業の限度額を変更前2,800万円から変更後1,360万円に、橋梁長寿命化整備事業の限度額を変更前750万円から変更後430万円に、寿スキー場リフトロッジ整備事業の限度額を変更前1,940万円から変更後1,400万円に、消火栓設置事業の限度額を変更前320万円から変更後270万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前1,430万円から変更後1,340万円に、農泊推進施設整備調査設計事業の限度額を変更前250万円からゼロ円に、多機能型事業所作業所建設事業の限度額を710万円から290万円に変更するものであります。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では限度額3,910万円から変更後2,610万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前1,510万円から変更後1,440万円に、町道秋田原野線整備事業の限度額を変更前2,400万円から変更後1,170万円に変更するものであります。

続きまして、起債の目的、減収補填債の限度額を8,000万円とし、起債の方法は証書借入、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件又は借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。内容としましては、今年度の普通交付税の基準財政収入額の過大算定により、普通交付税が大幅に減少になったことによりまして、その減収を補填する起債として借り入れるものであります。

30ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。なお、今回の予算につきましては多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめに伴い既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分については詳細な説明を省略させていただきますので、ご了承願

たいと思います。

1 款議会費、1 項1 目議会費では、既定額から4 9 万4, 0 0 0 円を減額し、4, 3 7 1 万7, 0 0 0 円とするもので、追加項目としまして議会事務事業、4 節共済費にて負担率の増に伴う共済負担金8, 0 0 0 円の追加、1 3 節委託料にて会議時間数がふえたことによる会議録調製委託料1 8 万2, 0 0 0 円の追加であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額から1, 6 9 6 万2, 0 0 0 円を減額し、4 億8 8 2 万7, 0 0 0 円とするものです。追加項目は、一般管理事務事業、3 節職員手当等で人事異動、退職などに伴う減額はありますが、時間外手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、児童手当の増額に伴い1 7 4 万4, 0 0 0 円の追加、4 節共済費では全体額としては減額ですが、共済組合追加費用負担金7 6 万円の追加、臨時職員分社会保険料事業主負担金で1 2 8 万円を追加計上しております。1 9 節負担金補助及び交付金では、全体額としては減額であります。自治法職員派遣負担金で7 0 万1, 0 0 0 円、地域振興派遣負担金5 1 万円の額確定による追加計上をしております。

3 2 ページをごらんください。2 目財政管理費では、既定額に4 4 万5, 0 0 0 円を追加し、9 1 9 万3, 0 0 0 円とするもので、物品管理事業、1 1 節需用費でコピー用紙等の事務消耗品の不足により追加するものであります。

4 目財産管理費では、既定額に1 8 4 万5, 0 0 0 円を追加し、3, 1 3 5 万7, 0 0 0 円とするもので、追加項目としまして町有財産維持管理事業、1 3 節委託料に企業誘致に伴う旧農業高等学校跡地での町有建物分割登記図面等作成業務委託料として1 5 万円の計上、1 4 節使用料及び賃借料にて宗谷森林管理署中頓別公務員宿舍使用料としまして例年年度初めに支出していたものを年度末での支出に支出が変更されたことに伴い2 7 万6, 0 0 0 円の追加計上であります。次に、役場庁舎維持管理事業、1 1 節需用費、庁舎用燃料費としまして灯油代の高騰に伴い1 8 万6, 0 0 0 円の追加計上であります。次に、建設設計業務支援事業、1 3 節委託料、維持保全工事等支援業務委託料としまして事業の追加、増加に伴う1 4 6 万9, 0 0 0 円を追加計上するものであります。

5 目企画費では、既定額から1, 6 0 8 万7, 0 0 0 円を減額し、1 億9, 8 3 9 万3, 0 0 0 円とするもので、いきいきふるさと推進事業、8 節報償費は出生祝いの条例改正等に伴い9 8 万円の追加計上であります。移住定住促進事業、家族体験留学業務委託料は事業の委託の未実施、地域づくり活動支援補助事業、地域づくり活動支援補助はエゾシカ食肉加工処理施設建設事業の補助金の取り下げに伴う減額であり、その他はいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額でございます。

3 6 ページをお開きください。7 目生活安全推進費では、既定額から1 7 万円を減額し、5 7 7 万円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額であります。

1 0 目情報推進費では、既定額に7 2 万2, 0 0 0 円を追加し、1, 7 6 6 万9, 0 0 0 円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、1 8 節備品購入費で新入職員等の職員端末購入費に係る追加計上でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額から5万5,000円を減額し、973万4,000円とするもの、2目戸籍共同運用費は既定額より59万6,000円を減額し、909万5,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額であります。

4項選挙費、4目衆議院議員選挙費は、既定額から27万7,000円を減額し、272万4,000円とするもので、選挙事務費の確定による不用額の減額でございます。

38ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から245万1,000円を減額し、2,535万2,000円とするもので、追加項目は社会福祉総務事業、23節償還金利子及び割引料にて過年度の臨時福祉給付金に係る補助金の返還金63万3,000円の計上であります。

2目老人福祉費では、既定額から588万7,000円を減額し、4億7,228万7,000円とするもので、追加項目は養護老人ホーム入所事業、20節扶助費で老人福祉施設措置費の実績を勘案し、550万円を追加するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額に37万2,000円を追加し、1億983万8,000円とするもので、追加項目は41ページ、障害者福祉総合支援給付事業、13節委託料で障害者総合支援法及び児童福祉法改正に伴うシステム改修業務委託料76万7,000円の追加計上、地域生活支援事業、23節償還金利子及び割引料で過年度の障害者自立支援給付費国庫負担金、障害者医療費国庫負担金、地域生活支援事業補助金の返還金515万9,000円の計上であります。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業において災害弔慰金、災害見舞金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところであります。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から653万6,000円を減額し、787万9,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額であります。

8目介護福祉センター費では、既定額から105万6,000円を減額し、1,209万7,000円とするもので、追加項目は介護福祉センター管理事業、11節需用費にて燃料費の高騰に伴い8万4,000円の追加、12節役務費で電話料の実績見込みにより4万8,000円の追加計上であります。

42ページ、10目介護予防事業費では、既定額から6万5,000円を減額し、308万6,000円とするもので、実績に基づく不用額の減額です。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額から185万7,000円を減額し、1,636万7,000円とするもの、5目地域子育て支援費は既定額から7万円を減額し、53万2,000円とするもの、9目こども包括支援費は既定額から110万1,000円を減額し、858万5,000円とするもので、各目とも実績に基づく不用額の減額であります。

44ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から29万9,000円を減額し、1,114万6,000円とするもの、2目母子衛生

費では既定額から1万6,000円を減額し、274万7,000円とするもの、3目環境衛生費では既定額から367万円を減額し、1億693万円とするもので、各目とも実績に基づく不用額の減額であります。

5目病院費では、既定額に1億223万1,000円を追加し、3億2,236万5,000円とするもので、国保病院事業会計予算の決算見通しに合わせ19節負担金補助及び交付金で運営事業補助金で1億167万2,000円の追加、建設改良費過疎債分、企業債元金分として事業費確定に伴う減額、さらに介護保険事業実施に伴う在宅医療提供体制強化分として150万円を新規計上させていただいたところであります。

6目診療所費では、既定額から1,840万6,000円を減額し、1,802万円とするもの、8目健康増進費では既定額から39万7,000円を減額し、546万4,000円とするもので、いずれも実績に基づく不用額の減額であります。

46ページをお開きください。5款1項労働諸費、1目労働諸費では、既定額から2万4,000円を減額し、3万9,000円とするもので、実績に基づく不用額の減額であります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から120万5,000円を減額し、228万3,000円とするもので、実績に基づく不用額を減額するものであります。

48ページ、2目農業振興費では、既定額から1,725万9,000円を減額し、5,937万7,000円とするもので、追加項目は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、11節需用費での光熱水費の不足に伴う追加17万4,000円の追加計上であります。そのほかは、いずれも事業実績に基づく不用額の減額でございます。

50ページ、3目畜産業費では、既定額から319万円を減額し、3,261万2,000円とするもので、それぞれ事業の確定、実績見込みによる不用額の減額であります。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に80万1,000円を追加し、1,734万6,000円とするもので、有害鳥獣対策費、8節報償費にて親熊1頭分の報償金8万円、道補助対象の緊急捕獲事業分有害鳥獣捕獲報償費80万円を追加計上、そのほか7節賃金は実績見込みによる不用額の減額であります。

52ページ、2項林業費、1目林業振興費では、既定額から58万8,000円を減額し、3,848万1,000円とするもので、追加項目は森林環境保全直接支援事業、15節工事請負費で栄・藤井地区町有林間伐工事で工事費の確定に伴う79万8,000円の追加計上、そのほかは事業の確定等に伴う不用額の減額であります。

2目林道費は、既定額から204万5,000円を減額し、5,079万7,000円とするもので、予算精査、事業費の確定に伴う減額であります。また、第2表でご説明いたしました繰越明許事業として林業専用道天北線開設事業の工事請負費のうち1,160万円について、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

54ページ、7款1項商工費、1目商工総務費は、既定額から3万5,000円を減額

し、4,935万7,000円とするもの、2目観光費では既定額から2,056万6,000円を減額し、1億713万円とするもので、農泊推進事業は事業の取りやめに伴う皆減であります。そのほかは、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、56ページ、1目道路維持費では、既定額に499万4,000円を追加し、4,913万6,000円とするもので、除排雪事業、降雪量の増に伴い7節賃金に除雪臨時運転手賃金150万円の追加計上、11節需用費に車両燃料費200万円、除雪機械の修繕費220万円を追加計上しております。道路照明灯電気料、11節需用費に電気料値上げ分2万円の追加計上、そのほかは事業実績見込みに基づく不用額の減額であります。

2目橋梁維持費では、既定額から5万2,000円を減額し、5万1,000円とするもので、不用額を減額するものであります。

3目道路新設改良費では、既定額から8,056万2,000円を減額し、1億2,252万7,000円とするもので、普通建設事業単独分で7節賃金、事務補助員賃金の不足分3万1,000円を追加し、そのほかは事業費確定による減額でございます。

58ページ、3項河川費、1目河川総務費では、既定額から4万4,000円を減額し、89万4,000円とするもので、樋門樋管管理委託、13節委託料で委託料のゲート当たりの単価改正に伴い5万4,000円の追加、そのほかは実績に基づく不用額の減額であります。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に201万6,000円を追加し、3,886万8,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、11節需用費に公営住宅小破修繕料、畳がえ、表がえ代の不足に伴う41万6,000円の追加計上、15節工事請負費は事業実績に伴う追加、減額を行うものであります。また、第2表でご説明しました繰越明許費事業としまして、公営住宅維持管理事業、15節工事請負費160万1,000円について、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

60ページをお開きください。2目住宅建設費では、既定額から220万円を減額し、1,261万9,000円とするもので、対象がなかったことによる皆減及び事業確定に伴う不用額の減額であります。

9款1項1目消防費につきましては、既定額から400万7,000円を減額し、1億4,156万円とするもので、消防事業、19節負担金補助及び交付金にて南宗谷消防組合負担金の減額であります。詳細につきましては、議案書の最後にあります平成29年度一般会計予算（別紙内訳）明細書にてご説明いたします。明細書1ページ、常備消防費、消防本部費で25万円、中頓別支署費で319万9,000円を減額、非常備消防費、中頓別消防団費で49万7,000円を減額、消防施設費、中頓別消防費では6万1,000円の減額となり、おおむね予算精査による減額補正となっております。詳細につきましては、2ページ以降にて主な事務事業についてご説明いたします。救急救命士病院実習事

業では、気管挿管病院実習が予定より短期での終了に伴う減額、感染症ウイルス抗体検査委託料での全員の抗体陽性判定等に伴い、全体で30万5,000円の減額、消防水利維持管理事務及び通信設備維持管理業務では入札減による減額、消防車両資機材整備維持管理業務では消防ポンプ車の財産抹消に伴う燃料費の減額、車検整備費の減による減額などで全体で47万9,000円を減額、4ページ、庁舎備品維持管理業務では光熱水費で電気料節減による減額、サイレン工事費の入札減など合わせて59万円を減額、その他グループ内庶務事務では給与条例改正に伴い、勤勉手当で28万3,000円を追加した一方、各手当での精査、退職手当組合負担金の負担率減に伴う減額等により全体で201万円を減額しております。

60ページにお戻りください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から8万7,000円を減額し、71万2,000円とするもので、予算の精査による不用額を減額しております。

2目事務局費では、既定額から352万6,000円を減額し、7,930万5,000円とするもので、追加項目は教育委員会事務局事業、3節職員手当等について人事異動等に伴い、扶養手当、住宅手当、通勤手当、時間外手当、寒冷地手当、管理職手当を追加計上しており、その他は予算の精査、実績確定による不用額を減額しております。

62ページ、3目住宅管理費では、既定額から30万円を減額し、163万5,000円とするもの、2項小学校費、1目学校管理費では既定額から7万円を減額し、1,346万1,000円とするもの、2目教育振興費では既定額から53万5,000円を減額し、211万2,000円とするもの、3項中学校費、2目教育振興費では既定額から29万円を減額し、216万5,000円とするもの、4項社会教育費、1目社会教育総務費では既定額から156万7,000円を減額し、534万4,000円とするもの、2目町民センター費では既定額から242万7,000円を減額し、1,616万9,000円とするもの、64ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費では既定額から27万7,000円を減額し、268万9,000円とするもの、3目寿野外レクリエーション施設費では既定額から509万1,000円を減額し、3,763万円とするもので、いずれも目及び事業とも予算額の精査、額確定による不用額の減額であります。

11款1項公債費、1目元金では、平成18年度に借り入れた減税補填債及び臨時財政対策債の利率の見直し等に伴い、既定額に54万5,000円を追加し、3億9,917万円とするものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではございません。

2目利子では、既定額から172万4,000円を減額し、2,862万5,000円とするものであります。地方債償還利子として、平成18年度借り入れの減税補填債及び臨時財政対策債の利率の見直しで121万6,000円を減額、平成28年度借り入れ分は同じく利率の確定により8,000円減額、さらに一時借入金の利子は借り入れ見込みがないことによる皆減であります。

66ページをごらんください。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額から76万6,000円を減額し、1億6,842万8,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、国民健康保険事業特別会計に対し225万円、介護保険事業特別会計に対し76万1,000円をそれぞれ追加し、自動車学校事業特別会計より244万2,000円、水道事業特別会計より100万円、後期高齢者事業特別会計より33万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に5,000円を追加し、83万1,000円とするもので、基金の利息5,000円の追加であります。

2目地域活性化基金費では、既定額から983万9,000円を減額し、7,468万4,000円とするもので、基金の利息5万4,000円を追加し、起債借入額に係る分として過疎債ハード分989万3,000円を減額するものであります。

3目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に67万5,000円を追加し、167万5,000円とするもので、基金の利息2,000円と今年度寄附金積み立て見込み額67万3,000円を追加するものであります。

4目地方創生基金費では、既定額に基金の利息2万円の計上。

5目減災基金費では、基金の利息10万1,000円を計上。

6目まちづくり基金費では、基金の利息2万円を計上。

7目地域福祉基金費では、基金の利息1万8,000円を計上。

8目財政調整基金費では、基金の利息13万2,000円を計上。

9目天北線代替輸送確保基金費では、基金の利息5万9,000円を計上。

68ページ、10目長寿園施設改修拡張事業基金費では、基金の利息6万7,000円の計上。

11目土地開発基金費では、基金の利息4,000円を計上。

12目中山間水と土保全基金費では、基金の利息1,000円を計上。

13目豊かな環境づくり基金費では、基金の利息1,000円を計上。

14目公共施設整備等基金費では、基金の利息9万7,000円を計上。

15目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、基金の利息3,000円と4,500万円を合わせた4,500万3,000円を計上するものであります。

これらの積み立てにより、一般会計上の基金の総額は43億4,691万4,000円となる見込みであります。

8ページをごらんください。歳出合計、既定額から8,555万4,000円を減額し、35億4,562万円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入の実績確定、決算見込みに基づく補正が大部分でございます。

10ページをごらんいただきたいと思っております。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に24万円を追加し、6,726万8,000円とするもので、2節滞納繰越分の

徴収実績を勘案し、補正するものであります。

2目法人では、既定額から300万円を減額し、736万6,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額するものであります。

2項1目固定資産税では、既定額に73万円を追加し、5,769万4,000円とするもので、2節滞納繰越分の収入見込みを勘案しての追加でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額から30万円を減額し、430万8,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案しての減額でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では、既定額に100万円を追加し、1,560万円とするもの、2項1目自動車重量譲与税では既定額に600万円を追加し、4,012万5,000円とするもの、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金では既定額に800万円を追加し、3,000万円とするもの、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金では既定額に500万円を追加し、1,100万円とするもので、それぞれ収入見込みを勘案しての追加でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に6,145万5,000円を追加し、1億6,145万6,000円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解願います。

12ページをお開きください。11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に125万5,000円を追加し、2,850万4,000円とするもので、1節保育料負担金で17万8,000円の追加、2節幼児クラブ保育料負担金で3万4,000円の減額、3節老人福祉施設入所費負担金では入所状況により111万1,000円の追加であります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料では、既定額から1,840万6,000円を減額し、1,774万5,000円とするもの、4目農業使用料では既定額から82万5,000円を減額し、326万5,000円とするもの、5目商工使用料では既定額に15万円を追加し、65万円とするもの、6目土木使用料では既定額に214万8,000円を追加し、5,335万7,000円とするもの、14ページ、7目教育使用料では既定額から33万3,000円を減額し、38万9,000円とするもので、各節とも収入実績、見込みをもとに追加、減額計上するものであります。

2項手数料、1目総務手数料は、既定額に1万4,000円を追加し、109万2,000円とするもの、3目農業手数料では既定額から5万8,000円を減額し、53万2,000円とするもので、各節とも収入見込みをもとに追加、減額、新規計上しております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に538万4,000円を追加し、6,441万7,000円とするもので、各節とも事業費の確定に伴う追加及び減額であります。

16ページ、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額から663万円を減額し、6,213万3,000円とするもの、2目民生費国庫補助金では既定額から20

万2,000円を減額し、618万5,000円とするもの、3目衛生費国庫補助金では既定額から1万円を減額し、1万6,000円とするもの、4目土木費国庫補助金では既定額から5,474万3,000円を減額し、9,416万3,000円とするもので、各節とも実績確定及び見込みを勘案しての追加、減額、新規計上であります。

5目教育費国庫補助金では、既定額から4万7,000円を減額し、2万1,000円とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金で対象者なしによる皆減であります。

6目商工費国庫補助金では、既定額から250万円を減額するもので、事業の取りやめに伴う皆減であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から30万8,000円を減額し、288万円とするもの、2目民生費委託金では既定額から23万円を減額し、111万3,000円とするもので、実績見込み及び額の確定に伴う減額であります。

18ページをお開きください。14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から652万8,000円を減額し、4,024万9,000円とするもので、各節事業の実績をもとに減額、追加計上を行うものであります。

2項道補助金、1目総務費補助金では、既定額に919万円を追加し、1,218万7,000円とするもの、2目民生費補助金では既定額から509万円を減額し、1,163万5,000円とするもので、各節とも事業費の見直しに伴う減額及び追加、新規計上であります。

20ページ、3目衛生費補助金では、既定額に150万円を追加し、214万2,000円とするもので、2節在宅医療提供体制強化事業補助金に国民健康保険病院に係る訪問看護等の在宅医療に関する補助金を新規計上したところであります。

4目農林業費補助金では、既定額から421万5,000円を減額し、6,856万6,000円とするもので、1節農業委員会補助金から22ページ、15節多目的機能支払事業補助金まで事業実績による減額、16節鳥獣被害防止総合対策事業補助金は新たな交付決定に伴う追加計上、17節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業としての新規計上となっております。

5目教育費補助金では、既定額から124万2,000円を減額し、100万円とするもので、事業費の確定に伴う減額となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に10万5,000円を追加し、260万8,000円とするもの、3目土木費委託金では既定額に2万8,000円を追加し、76万5,000円とするもので、各節とも額の確定に伴う追加であります。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に57万4,000円を追加し、57万5,000円とするもので、歳出で説明したとおり、各基金の利子分を追加計上したものであります。

2目財産貸付収入では、既定額に53万4,000円を追加し、946万3,000円とするもので、1節土地貸付収入から24ページ、3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績及び見込みをもとに追加、減額を行うものであります。

2項財産売払収入、3目生産物売払収入では、既定額に255万9,000円を追加し、256万円とするもので、1節立木売払収入として栄・藤井地区町有林間伐に伴う立木販売代金を追加計上しております。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に16万4,000円を追加し、16万5,000円とするもので、寄附金の見込み額による追加計上をしております。

2目指定寄附金では、既定額に7万7,000円を追加し、207万7,000円とするもので、ふるさと応援寄附金の見込み額を追加しております。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金は、既定額から254万2,000円を減額し、1,549万1,000円とするもので、特別養護老人ホーム施設整備事業に係る事業費及び財源の確定に伴う減額であります。

2目地域活性化基金繰入金は、既定額から32万7,000円を減額し、3,232万1,000円とするもので、予定利率の減少による減額であります。

3目まちづくり基金繰入金は、既定額から965万円を減額し、100万円とするもので、予定していた事業の取りやめに伴う減額であります。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金は、既定額から35万円を減額し、65万円とするもので、夢と希望を！感動体験事業の事業費確定に伴う減額であります。

26ページ、5目地方創生基金繰入金は、既定額から1,000万円を減額し、1億1,439万8,000円とするもので、酪農振興支援事業補助金の実績に伴う減額であります。

6目公共施設整備等基金繰入金は、既定額から291万9,000円を減額し、2,681万8,000円とするもので、各施設修繕費用の実績に伴う減額であります。

7目財政調整基金繰入金は、既定額から9,252万2,000円を皆減するもので、交付税減額分の財源調整として計上しておりました繰り入れが必要なくなったことに伴う皆減となっております。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金では、既定額に5万2,000円を追加し、5万3,000円とするもので、過年度の固定資産税に係る延滞金の計上であります。

2項1目預金利子は、既定額から5万円を減額し、5万円とするもので、見込みによる減額であります。

5項収益事業収入、1目介護保険サービス収入は、既定額から38万7,000円を減額し、21万3,000円とするもので、見込みによる減額であります。

6項1目雑入では、既定額から59万9,000円を減額し、4,051万2,000円とするもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございま

す。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から3,120万円を減額し、4億820万円とするもの、28ページ、2目辺地対策事業債では既定額から1,300万円を減額し、2,610万円とするもの、4目減収補てん債では新たに8,000万円を追加するもので、内容につきましては地方債補正で説明させていただきましたので、省略いたしましたと思います。

6ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額から8,555万4,000円を減額し、歳入総額を35億4,562万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 何点か聞きたいのですが、せっかく一生懸命説明してくれているのだけれども、どちらかと言ったら予算書の朗読にすぎないような気がするのです。一生懸命やってくれているのはわかっているのだけれども、やっぱり大幅に減ったもの、減額したもの、または特別に追加したものについてはわかるように、やっぱり何でそうなったのというそこが聞きたいので。そうでないとしたら、これ事前にみんな議員は1つずつ行って担当者に聞かなければならない。私も今までは割とそういうことをやってきたので、聞かないで済むのだけれども、今回はそれができませんでしたので、あえてそういった意味で聞きますけれども、例えば歳入で言うと13ページ、歯科診療所の使用料が半分になっているのです。何でそうなったのかというところが大事ではないですか。

それから、そうや自然学校使用料……これはいいのだ、失礼。それから、歳出でいきますと、例えば23ページ、教育費補助金が220万円ものが120万円減額しているのです。何でこんなになるのと。これ予算編成して、予算を通すのに皆さんも大変な思いをして予算要求したはずなのです。私たちも、ああ、そうか、必要なのだなとって決めたのです。それが半額以上使わないで、それでろくな説明もしないで済むわけないでしょう。これは、長尾参事が総括でやるからやむを得ないのだけれども、本来であれば担当の課長たちがきちっとその辺説明しなければならぬ問題なの。我々も予算を認めるときには、それなりに努力して、ああ、みんな必要なのだなということで決めさせていただいたのだ

から、こういう大幅な減額になった理由をきちっとこの場でまた説明する責任があるでしょう。

それから、次へ行きます。それと、これは金額的には細かいのだけれども、59ページでユニットバスを設置工事してくれています。これは大変いいことで、私たちも要望したことです。ここで追加しています、220万円。これはいいのですけれども、何個、どういふことで追加させたのか。これは、予算が足りなくて追加したのか、個数をふやしたのか、その辺の説明だっけきちっとしなかったらわからないでしょう、金額的に200万円程度と言うけれども。言うなれば、まだ探せばたくさんあるのだけれども、そういう意味で少なくとも予算を決めたり、決めたことができなかつたこととそれ以上にやったことについて、もう少しきちっと説明する必要あるのではないですか。

以上です。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 詳細な説明の前に、私のほうからちょっと今の点についておわびを申し上げたいと思います。

東海林議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。今回も大きな増減ありますけれども、それらに対する説明資料が十分でないということをおわびを申し上げたいというふうに思います。今後につきましては、あらかじめそれらを整えて説明できる体制をとりたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

以下、担当から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、説明不足で申しわけありません。

最初に質問のありました歯科診療所の使用料の関係であります。これにつきましては診療報酬の分を使用料として収入しているものでありまして、当初予算で見えていたものにつきましては前年度、これまでの実績をもとに当初組んでおりました。昨年春に歯科診療の医師が突然かわったということもありまして、新しい先生になってからかかる患者の数が大幅に減少したことに伴いまして診療費が大幅な減少が起きたことにより今回減額しているものであります。

簡単ですが、以上であります。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） お答えします。

ユニットバスの設置工事の関係なのですけれども、当初予算では920万円ぐらい予算を見ていたのですけれども、当初概算でちょっと設計を出していたもので、結局精査した形の中で事業費がふえたという形になっております。また、これはほかの西団地の外壁工事だとか、いろいろな事業をあわせて、その調整をした形で当初ある程度金額を出しているのです、ここがちょっとふえたという形になっております。

それと、土木工事全般なのですけれども、当初うちで平成29年度に国に要望した額が

大幅にやっぱり4割ぐらいの事業費がつかなかったため、大幅に土木関係なんかは減額となっております。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 説明が足りず、申しわけございませんでした。

教育費の補助金、23ページの部分につきましては、支出の部分で言いますと63ページをちょっとお開きいただければなというふうに思います。補助金として学校、家庭、地域の連携による教育支援事業ということで、例えば地域コーディネーターの賃金であったりとかという賃金の部分が当初担当していた職員が体調が悪くやめてしまったりとかいったところであったりが大きく金額の減少になってございます。現在地域コーディネーター、募集はしているのですが、なかなか見つからず、その担当に当たっていないため賃金が支出できておらず、減額となっているところが大きいところかなというふうに考えております。

それから、ほかの教育費の関係についてなのですが、例えば町民センター、63ページの町民センターの運営維持管理事業の中におきましても町民センターの管理人の賃金、平成28年度までは町民センターに住居を構えて泊まり込みで常時維持管理も含め管理をしていただいた方がいらっしゃいましたけれども、その方がおやめになりまして、町民センターの管理職員がなかなか見つからず、現状は一部平日の時間帯にお手伝いをいただいているところなのですが、そういったところで92万9,000円の大きく減額になっていたりということがございます。ほかの部分につきましては、工事が終わった後の執行残であったり、備品購入した後の執行残であったりというところで減額が出ているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 説明ありがとうございます。執行残で残った、これは節減の努力だとか見積もりのときに頑張った、わかるのです。それはそれで、職員の努力だったというふうに評価できます。ただ、今の例えば町民センター管理人の後任がない。これは、給与を下げたからでしょう。十分な給与を出していないからでしょう。それから、そうや自然学校の人件費もそっくり残ってしまっている。これは、採用できなかったからでしょう。これだって、給料がきちとしたこういう仕事にふさわしい給与を出していないからなのです、町が。どちらかという、人件費を節約するのは、それは努力としては必要なのだけれども、やはりいい職員を採用しよう、ふさわしい能力ある人を採用しようとするれば、それなりのことをしないと人は来ないですよ、もう。当町の例を見ると、例えば振興公社の社長だとか支配人だとか言いながら10万円とか15万円とか、そんな程度で採用しようとしている。それは、それで来てくれる人がいればいいですけども、なかなかそれは難しい実態になってきている。だから、町の技術職員についても補充がなかなかできない。他の民間企業や他の職場では、まだまだ有利な採用の仕方をしているのが事実ですから、どうか町も本当に必要であればそのぐらいのことを考えていただいて、せっかく

採用するのであれば立派な職員を採用できるような何か配慮をしてやる考え方はないでしょうか、町長。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町における行政に限らず、今本町の各事業所においてこれから人を確保していくということは本当に厳しくなっていくという認識を持っています。例えば住宅については、民間のアパート等の建設促進も含めて、希望者の期待に沿えるような住環境の整備ということで取り組んできておりますし、あるいは今回の議会でもご審議いただくことになっておりますけれども、就学の貸し付けを受けた場合の償還であったり、あるいは就学中に対する助成であったりといったようなところを拡充をしていくというようなことも一つの対策として講じているところでもあります。町について言うと、平成31年から臨時的な任用職員の制度も変わるというようなこともございまして、これにあわせてこれに向けて正規の職員でない職員及び公的な分野において働いていらっしゃる方の賃金、処遇、こういったものをどうしていくのかということをしっかり検討させていただきたいというふうに思っています。自然学校等については、地域おこし協力隊、この制度を最大限活用していきたいという思いでございますけれども、ご承知のとおり全国的に今足りない、なかなか人材のマッチングがされないというような、供給が少ないような状況になっているところでありまして、そこについても交付税の措置される範囲でやっていけるのかどうかというようなところも考えながら対応を検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ちょっと2点ほど質疑をさせていただきます。

歳出のP62なのですけれども、教育費で小学校、中学校で就学奨励費が計上されております。就学奨励費とは、経済的な理由によって困難な子供たちに助成を行うし、義務教育の円滑な実施のための経費であります。小学校、中学校でどれぐらいの子供たちがこれを受けているのか、またどういう基準のもとでそれが出されているのか、ちょっとお伺いいたします。

それと、もう一点は、57ページの私が何回も言っている除排雪事業の経費なのですけれども、私は一般質問で毎年何回も言っています。ことしは特に雪が多いです。それで、燃料も大分追加になっていますよね。200万円ぐらいですか、追加になっています。何回も言っているのですけれども、役場でどういう対応をとっているのかわからないのですけれども、まず民間のタイヤショベルを持って除排雪している人たちには、個人からお金をもらっているのですから、何回も言っていますよね。自分たちで役場にでも呼んで排雪作業をなさいと。天気のいい日に、交差点を見ればわかるのだけれども、ことしは雪が多くて役場のほうで3回ぐらい私は布施さんのところを投げたと思います。うちも道道の除排雪をやっているけれども、タイヤショベルの運転手が朝から行って、あの人たちは早いのです。うちのショベルも5時半ごろ、たしかあの辺に着くと思うのですけれども、そ

うしたらもう3時ごろから動いている機械があって、その人たちがもう置いたら置けないと。だから、私はあれ本当に町民の方が言っていたけれども、役場ではねる前はもう交通事故が起きそうな形が何回もありました。これは、やっぱり行政として呼んで指導体制をとらない限り、うちらも困るのです。道道の排雪だって事故が起きたら、あなたのところも投げているでしょうと言われたら大変なのです。これは、やっぱり私は毎回、毎年言うけれども、これはもうはっきりさせないとだめだと思います。はっきりさせるのが一番いいのは、中頓別町の除排雪というか、タイヤショベルを持っている人は投げたらだめだよと、自分たちでダンプか何かを持ってやりなさいと、はっきりそういう条例をつくるか、そういうことをしないと私はだめでないかなと思うな。だから、今後役場の方針を再度私はお伺いしたいです。

以上、2点です。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） ただいま細谷議員からご質問がございました62ページ、教育振興費、就学奨励事業、小学校、中学校分についてご説明をいたします。

現在といいますか、平成29年度の対象者ですけれども、小学校におきましては9世帯10名の方、中学校におきましては4世帯4名の方に就学の援助を行っております。中身につきましては、3回、6月、9月、12月に支出をしていくわけですが、学用品であったり、スキー、それから新入学児童の方には新入学に合わせた準備金であったり、クラブの活動費、生徒会費、PTA会費等の支援をしているところでございます。平成30年度分につきましても、同様に対象になるような方を見込みまして計上していますが、平成29年度当初見込んでいた方よりも少なく申し込みがあったということでの減額となっているところでございます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 除雪に関してですけれども、お答えします。

ことは、例年になく確かに細谷議員が言われるとおり、2月段階で通常の年の約30%増しぐらいの雪が降っております。ここ10年ぐらいでいけば、一番多い積雪となっております。また、除雪費のほうも今回補正させていただきましたけれども、毎日のように稼働している状況で除雪費が切迫しているという状況も間違いありません。

それで、角々の除雪の関係なのですけれども、町のほうもあければ稼働をやるという形で指導はしていますけれども、民間の人に関しましてはあければあけるだけ確かに細谷議員が言うように置いてくるという形になっているのが状況だと思われま。雪が降る前ですか、全部は行ってないのですけれども、若干お話ししたときに、こういう状況の中で自分たちで運んでもらうことはできないのかという話は1度お一人の方にしたところ、持っているのは自分たち、自分方だけでないと。いろんな人が持っているのだから、それは役場で対応してもらいたいと。自分たちは、ダンプなどを出して運ぶという形はちょっと考えられないというお答えはちょっといただいていることはいただいている。

ただ、細谷議員が言うようにもう少し強い対応でやっていかなければいけないかなと思います。また、それについてはちょっともう少し何とかできるような形で考えたいと思います。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 済みません。先ほどの質問に補足をさせていただきたいと思います。

就学奨励の関係でございますけれども、基準についてちょっと補足をさせていただきたいなというふうに思います。先ほど品目についてはご説明をいたしましたけれども、基準につきましては中頓別町就学奨励認定要領というのがございまして、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について、国の援助に関する法律に基づいて給与する就学援助費の認定及び支給事務等について定めた要領でございます。給与の対象者になりますけれども、就学児童生徒を有する保護者で、当該年度において前年度の世帯全員の総所得が生活保護法に基づく基準額の1.3倍を基礎として算定した額を超えないものというところで、現に教育扶助以外の生活保護を受けているものであったり、現に生活保護を受けてはいないが、保護が必要な状態にあるもの、生活保護法に基づく保護の停止または廃止の扱いを受けているもの、町民税が非課税または減免されているもの、個人事業税が減免、固定資産税が減免されているもの、国民健康保険税が減免されているもの、国民年金掛金が減免されているもの、児童扶養手当の支給を受けているもの、世帯更生貸付資金の貸し付けを受けているもの、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者または職業安定所登録日雇い労働者のほか、長期の病気や事故、災害などのため経済的に困窮しているもの、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるもの、PTA会費、学級費等の学校給付金の減免がされているもの、学校給付金の納付状態が悪いもの、知育等が悪いもの、または学用品等に不自由しているもので保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの、経済的な理由により欠席日数が多いものがこの対象となっているものでございます。この条件がございすけれども、これ以外にも適否が困難なものを含め、必要に応じて民生委員と意見を取り交わしながら決めていっているものでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 山内さんの答弁はわかりました。私、町長にはっきり聞きます。町長は、どういう考え方を持っているのか。イタチごっこなのです。役場で投げたら、その晩にもう置いているのが現状なのです。これは、はっきり規制をしないとだめです。私は、中頓別町のトップの町長がどういう考え方を持っているのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、町の現状を考えたときに、道路の雪は基本的にはそれぞれの道路の管理敷地の中に堆積をして排雪すべきでありますし、それぞれ個人の住宅についてはそれぞれの敷地の中に堆積をして、そこで置き切れなければ基本的にはそれぞれの責任において排雪をするというのが基本的な考え方だと思うのです。ただ、本町においては

個人の住宅も、あるいは道路もそれぞれの管理敷地の中に雪を置いて、それでやっていけるかという家も込み合っていたりとか、道路の歩道も狭かったりとかという中で、それぞれにおいて課題があって、これまでは慣例という言い方は適切ではないかもしれませんが、一定程度道路の管理側も住宅のほうに雪を押しすることもあるし、排雪の際に個人の敷地の中から道路に向かって雪を押し、それを一緒に排雪をしてもらうというようなことでうまくやってきたというようなところがあったのではないかというふうに思います。ただ、近年特に個人の家の排雪のところで重機を使って業者の方に委託をしてきれいにするというようなことが多くなっていて、私もそうでありますけれども、そのときに、ではその雪をどこに置くのかというところでスペースがないのが現状なのだというふうに思います。

先ほど言われた交差点の場所については、もともと店舗があったところがなくなったときに駐車帯にして、冬期間は雪の堆積スペースにもというふうな、そして今のような形になっているというふうに思いますけれども、近隣の雪だけなのかどうかはちょっとわかりませんが、正直言われるとおりに置き切れない状況になっているというのは十分認識をしているところです。この件に関しては、担当課のほうで対応をお願いしてきたというところはありますけれども、ことしのような豪雪ということも想定すると明確なルールを定める必要はあるというふうに認識をしております。非常に住民の方もそれによって助かっているところもありますので、道路を管理する方、それから個々人の地域の住民の方、そして業者の方にとってもいい形のルールになるように、来年の降雪期の前までを期限にしっかりルールづくりをするように担当課のほうに指示をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 私からちょっと1点、町長にお聞きしたいことがあります。

平成29年4月27日付なのですけれども、農業委員会の会長名から町長に農業委員の報酬見直しに関する意見書ということが提出されたと思っております。そこで、この農業委員の報酬は単独に町長が上げ下げできるものではないのですけれども、確かに報酬審議会等々で審議されて、そういう特別職ですから、そういう報酬審議で報酬の見直しということになるのですけれども、この答申書、お願い文書ですけれども、平成28年4月1日から農業委員会法が変わりまして、その中で農地利用適正化交付金というものが国から出されていると思います。端的に国から100万円出ましたよと。それで、新たに選出された平成29年8月1日からの農業委員ですけれども、その適正化について、仕事もしているだろうと思いますし、その中で国から100万円もらったとしたら、それを町は農業委員の活動ということで農業委員に報酬を出すのが当たり前だと私は思いますけれども、それも出さないで万が一100万円が国から出たとしたら、町のほうの懐に入っているのかなというふうな考えをするのですけれども、この件について、町長は前回の会長から平成29年の12月までに答えを出してもらいたいという意見書を出されておりますけれども、それについて現の農業委員の会長もしくは農業委員のほうに説明等があったのかどうかお

伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今のご質問の関係でありますけれども、今星川議員がおっしゃったとおり昨年の4月、それから昨年の暮れだったと思いますけれども、現会長からもその件に関しての要請をいただいたということは事実でありまして、これについては検討しなければならないという認識は持っています。ただ、ほかの委員を含めて、議会の議員も含めてですけれども、特別職、そういう諮問機関等の委員の報酬については非常に長い間、減額をしたまま今日に至っているというような経緯がありまして、その要請をもって直ちに農業委員の分だけを引き上げるということは難しいのかなという判断を持ちました。これにつきましては、新年度におきまして、ほかの分も含めてしっかり審議をしていただくような体制をとりたいというふうに考えているところです。特別職全体に絡む話になりますけれども、上げる上げないという前提なしに適正な報酬はどうあるべきなのかということをしっかり整理をするようにしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、交付金の関係についてはちょっと農業委員会の事務局長から説明します。

○議長（村山義明君） 藤田産業課参事。

○産業課参事（藤田 徹君） 星川議員の質問に絡みまして、農地利用適正化交付金という制度が平成28年4月以降、農業委員会法が変わりまして、国のほうでそういう制度をつくりました。基本的には、農業委員会に新たに推進委員を設けて現場活動をしなさい、農地の利用集積ですとか新規参入、担い手対策ということの現場活動に対する報酬ということで、その中身については活動実績なり農地の担い手への集積率、これによって国で定めた単価で交付されると。今年度中頓別町においては、その交付金を申請しております。昨日ですか、内示的に金額が示されていますけれども、現行の報酬の中で受けれる金額というものは枠がございます。それに対して、概算ではありますけれども、成果実績で130万円の数字が算出されていますけれども、うちの農業委員会の報酬の中ではその額は受けれないと、三十数万円しか受けれないという状況であります。それは、先ほどもお話のありましたとおり一般財源という形になります。

以上です。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第21号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 私のほうから説明をさせていただきます。本来ですと、大川校長が参りまして説明すべきところでありますけれども、今教習が最盛期でありまして、ちょっと時間がとれないので、大変申しわけありませんが、私がかわって説明をさせていただきます。

議案第21号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について説明をいたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,500万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

今回の補正につきましては、自動車学校全体予算に関しおおむね各節において精査をし、執行額が確定したことに伴い減額及び追加補正をするものであります。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に154万2,000円を追加し、3,500万8,000円とするもので、4節共済費では社会保険料等の額の確定により19万3,000円の減額、7節賃金では10月に行われた賃金改定と高校生の受講者が当初見込みより増加していること、1月から数度にわたり吹雪等により講習が実施できなかったことに伴いまして、3月末までに入校生を卒業させるために土曜日及び日曜日、祝日においても講習対応することによりまして時間外勤務手当の増加が見込まれることから135万1,000円を追加するものであります。9節旅費は、執行額の確定により9万6,000円の減額、11節需用費ではガソリン代、軽油代が高どまりとなっていることから、教習車両や送迎車両、除雪車両の燃料代が不足することから53万円の追加、消耗品費では15万円の減額、印刷製本費で2万4,000円の追加、それと光熱水費では電気料が

予想を下回ることから9万2,000円の減、施設修繕費でコース内の照明の破損に伴いまして33万1,000円を追加するもので、需用費全体で64万3,000円の追加となったところであります。18節備品購入費では、額の確定によりまして3万2,000円を減額、27節公課費では当初における消費税納付額の確定等によりまして13万1,000円を減額補正するものであります。

6ページ、歳出合計、既定額に154万2,000円を追加し、3,500万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額に391万9,000円を追加し、2,251万8,000円とするもので、当初普通車入校生を前年度実績を踏まえまして59名としておりましたが、特に枝幸高校からの入校生が2桁を超えましたので、回復傾向にあり、全体で70名を上回る入校生の確保はできるものと考えているところであります。また、大型特殊につきましても当初23名としておりましたが、28名程度の確保が可能ということになったために大幅に増額をすることとしたものであります。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金の額の確定によりまして既定額に15万6,000円を追加計上するものであります。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険個人負担料のほか、各項目ごとに精査し、減額、追加となり、総体で9万1,000円の減額となりました。特に公安委員会が指定する高齢者運転者講習は、当初見込みで342名としておりましたが、420名と大幅にふえ、34万8,000円の追加、学校が独自に行います公安委員会の講習と同等の認定講習受講者が当初90名を想定しておりましたが、11名と、ここの部分で大幅に減少したため39万8,000円の減額となったものであります。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額から244万2,000円を減額し、967万4,000円とするもので、一般会計からの繰り入れ分の減額であります。

5ページ、歳入合計、既定額に154万2,000円を追加し、3,500万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 済みません。1点お伺いします。

歳出の賃金の関係で、臨時職員の方の賃金が140万円以上の追加ということになっていて、今のご説明でいくと休日の講習なんかをやらなければいけないということで、主に指導員の方々の賃金ということになると思うのですがけれども、事務を専門でやられている臨時の方もいらっしゃるよ。これもう事務をほとんどお一人でやられているような状況にあって、すごく残業であるとか時間外、遅くまで仕事をされて、仕事量がかなりになっていると。その分、賃金なんかもしかしたら多くなっているかもしれないけれど

も、事実そういう1人でかなり遅くまで仕事をしなければいけない状況にあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） ご指摘のとおり、事務員として残られている方は1名ということでありまして、特に12月の段階では新年度予算の計上をするための事務作業が多岐にわたっておりまして、そして事務員1人がそれを対応しているということもありまして、日中にそういう事務を行う時間帯を確保するのが今ちょっと難しい状況があって、というのは入校生の数がふえてくるとその対応と、あと教習に対する事務の対応というのもまた出てくることもあって、それで12月、1月については若干そういう傾向があることは間違いはありません。この部分については、学校とも協議はしておりまして、複数化にすることがいいのかということ、夏場の部分になると教習生がごとと減って事務的な部分というのは余り生まれてこないということもあって、そこにちょっと課題がやっぱりあって、一時的にはふえるということは間違いありませんし、先生方も同様でありまして、今の時期は本当にある程度教習生を送りまで先生方が対応しなければならないときがあると帰ってくるのが枝幸、例えば知来別だとかということも行っていきますので、そうして帰ってくると8時だとか8時半だとかとどうしてもなってしまうというようなこともあって、時間外がその部分だけふえるというような状況はあるということは間違いはないかというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の時期のようなこの繁忙期に特にそういう状況にあって、逆にすごく暇な時期ももちろんあるということになると思うのですけれども、以前は恐らく事務の方はずっとお一人の状況だと思うのですけれども、校長であるとかというのが事務のお仕事の部分も分担されたりということもあったのではないかなと思うのですけれども、今は何かそういう状況にないのかなというふうにも感じるのです、やっぱりお一人の方でそんなに、今時期ではありますけれども、負担をしなければいけないというのが必ずしも適切な状況ではないと思いますので、もし負担できる部分があるのだったらそういうふうにしていただきたいと思いますと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） ご指摘のとおり、以前は校長が総体事務の統括をしてやっておりました。当時の校長は、事務的にもパソコン等も使って処理をされていたのは間違いありません。ただ、大変申しわけありませんが、今の長川校長はどちらかというところ系部分は得手でありまして、現実的にはパソコンを使っていない状況でありまして、そんな状況から事務員の方に業務が移っているという状況はあることは間違いありませんので、その辺についてはまた改めまして学校内でどう役割分担ができるのか、その辺はまたちょっと検討をしたいと思いますが、今の体制のままでいくと指導員の先生方にその部分をお願いするというわけにはいかないのです、そこはちょっと厳しい状況が若干続くかなと

いうふうには思いますが、その辺また内部でちょっと協議をさせていただきたいと思いません。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため議場の時計で1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎議案第22号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第22号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第22号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第22号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ794万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,745万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書からご説明いたします。14ページをお開きください。それでは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に39万5,000円を追加し、2,999万7,000円とするもので、内容につきましては13節委託料で市町村事務処理システムの導入委託料として15万4,000円、19節負担金補助及び交付金で北海道月報クラウド導入構築経費負担金として24万1,000円をそれぞれ追加するもので、平成30年度からの国保都道府県化に向けたシステムの構築に係る額とし、それぞれ9月及び10月に補正計上していましたが、額の確定による変更通知により追加するもので、いずれも特別調整交付金が財源となるものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額から430万7,000円を減額し、13万7,000円とするもので、内容につきましては退職被保険者数の減少に伴い、医療費が減少したことにより減額するものであります。

2項高額療養費、2目退職被保険者高額療養費につきましても既定額から71万7,000円を減額し、30,000円とするもので、内容につきましては1項療養費と同様に退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したことにより減額をするものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、既定額から95万円を減額し、4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては既定額から4万円を減額するもので、内容につきましては負担金補助及び交付金、それぞれ実績見込みから減額するものであります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、既定額から42万円を減額し、42万円とするもので、当初2名分を計上していましたが、該当者が1名となったことから減額するものであります。

16ページをごらんください。3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から152万7,000円を減額し、2,306万9,000円とし、2目後期高齢者関係事務費拠出金では既定額から3,000円を減額し、2,000円とするもので、いずれも内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの額の確定により減額するものであります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金では、既定額から1,000円を減額し、1,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金において実績により減額するものであります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、既定額から6万9,000円を減額し、792万4,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの介護納付金の額が確定されたため減額するものであります。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金では、既定額から1

58万5,000円を減額し、797万9,000円とし、18ページになりますが、2目保険財政共同安定化事業拠出金では既定額から354万円を減額し、5,563万9,000円とするもので、いずれも国保連合会からの額が確定されたため減額するものであります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では、既定額から5万円を減額し、5万円とし、2目退職被保険者保険税還付金では既定額から4万8,000円を減額し、2,000円とするもので、それぞれ実績により減額するものであります。

2項繰出金、1目直営診療施設繰出金につきましては、既定額270万円に491万6,000円を追加し、761万6,000円とするもので、国保病院における医師確保に係る経費についての調整交付金分について追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額から794万6,000円を減額し、3億3,745万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金につきましては、既定額から964万5,000円を減額し、5,233万4,000円とするもので、内容につきましては1節、現年度分で一般被保険者療養給付費で964万5,000円の減としたところであります。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から32万1,000円を減額し、207万円とするもので、3目特定健康診査等負担金につきましては既定額から4万7,000円を減額し、32万7,000円とするもので、いずれも国からの負担金額の確定によるものであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額から624万8,000円を減額し、2,423万3,000円とするもので、普通調整交付金、後期高齢者支援分、介護納付金としてそれぞれ歳出での保険給付費の減額見込みにより減額を計上しているものであります。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業補助では、既定額に39万5,000円を追加し、1,291万円とするもので、歳出、一般管理費でご説明いたしました市町村事務処理システム導入及び北海道月報クラウド導入に係る経費について追加計上するものであります。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金につきましては、既定額から496万3,000円を皆減するもので、支払基金からの額の確定によるものであります。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、既定額に70万7,000円を追加し、8,215万8,000円とするもので、支払基金からの額の確定により追加するものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から32万1,000円を減額し、207万円とするもので、2目特定健康診査等負担金

につきましては既定額から4万7,000円を減額し、32万7,000円とするもので、いずれも道による額の確定による減額であります。

2項道補助金、1目調整交付金につきましては、既定額から179万円を減額し、2,360万2,000円とするもので、1節調整交付金のうち後期高齢者支援分及び介護納付金について、それぞれ歳出の保険給付の減額見込みにより減額計上しているものであります。

10ページをお開きください。6款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金につきましては、既定額に843万8,000円を追加し、1,327万4,000円とするもので、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては既定額から227万4,000円を減額し、5,690万5,000円とするもので、内容につきましては国保連合会からの額の確定によるものであります。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金につきましては皆減し、2目その他繰越金につきましては前年度繰越金としまして既定額に573万6,000円を追加し、705万3,000円とするものであります。

8款諸収入、1項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料につきましては、既定額に1万7,000円を追加し、1万8,000円とするもので、特定健康診査の受託実績によるものです。

2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金では、既定額に2,000円を追加し、1万2,000円とし、2目退職被保険者第三者納付金では皆減、3目一般被保険者返納金では既定額に2万6,000円を追加し、3万6,000円とし、4目退職被保険者返納金では皆減し、5目雑入では15万9,000円を新設するもので、それぞれ実績によるものでございます。

12ページをごらんください。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に225万円を追加し、1,716万4,000円とするもので、内容につきましては1節出産育児一時金繰入金につきましては2名分を1名としたことによる減額、2節保険基盤安定繰入金では89万6,000円の減額、3節財政安定化支援事業繰入金につきましては7万4,000円の減額で、町のルール分として額が確定したため、それを減額するものであります。4節その他繰入金としまして、一般会計から350万円を繰り入れするものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から794万6,000円を減額し、歳入合計3億3,745万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第23号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第23号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第23号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、小林国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長(小林嘉仁君) それでは、議案第23号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことをおわび申し上げます。各文、条文の金額にも修正がございますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

総則、第1条、平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては既決予定額から540万5,000円を減額し、5億2,219万円とするもので、病院事業費用には既決予定額から540万5,000円を減額し、5億2,219万円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入に補助金の追加、負担金交付金及び企業債を減額、固定資産売却代金を新たに追加し、既決予定額から119万7,000円を減額し、3,173万9,000円とするものです。資本的支出につきましては、既決予定額から14万7,000円を減額し、3,664万3,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額490万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更がなく、病院事業の医療機械購入事業の起債の確定による限度額の変更であり、限度額1,430万円を1,350万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきまして、既決予定額に1億223万1,000円を追加し、3億2,070万8,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額の既決予定額から330万円を減額して、4,606万4,000円とするものです。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。11ページをお開き願います。また、別に配付してございます補足説明資料の3ページをお開き願います。1款病院事業費用の既決予定額から540万5,000円を減額し、5億2,219万円とするものです。

1款病院事業費、1項医業費用につきましては、既決予定額から765万1,000円を減額して、5億1,524万4,000円とするものです。

1項医業費用、1目給与費は、既決予定額から490万1,000円を減額して、3億8,050万6,000円とするもので、給与で31万2,000円、退職給付費で528万7,000円の減額、手当で39万8,000円、賃金で30万円の追加として、給与費内で最終調整を行ったものであります。給与費の明細につきましては、5ページから9ページまで掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額から330万円を減額し、4,472万2,000円とするもので、薬品費のジェネリック化及び医師の診療報酬に基づいて減額としております。

3目経費につきましては増減額はなく、節内での調整といたしました。光熱水費につきましては、実績見込みに応じて、電気料から下水道料までで27万円の減額、修繕費におきましては医師送迎車の修繕費を減額し、設備機械修繕費を追加、27万円の追加としております。設備機械の修繕につきましては、ボイラーの温度調節装置のふぐあいにおける交換が必要になっております。

5目資産減耗費につきましては、既決予定額に55万円を追加して、70万円とするもので、期限切れの薬品の減耗を行うものです。

1款2項介護保険事業費用では、既決予定額から11万9,000円を減額し、191万5,000円とするもので、2項1目給与費では既決予定額から1,000円を減額し、154万円にするもので、科目計上しておりました職員給与を皆減といたしました。

3目経費では、既決予定額から11万8,000円を減額し、35万5,000円とし、旅費交通費、燃料費、通信運搬費、賃借料の不用額をそれぞれ減額するものです。

1 款 3 項 医業外費用につきましては、既決予定額に 2 3 6 万 5, 0 0 0 円を追加して、4 9 3 万 1, 0 0 0 円とするもので、1 目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息を再計算により既決予定額に 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、5 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

2 目患者外給食材料費は、既決予定額から 3 0 万円を減額し、1 0 0 万円とするもので、不用額を減額いたしました。

3 目雑損失は、既決予定額に 2 6 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、2 6 4 万円とするもので、資本的支出の消費税分を追加したものでございます。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。1 0 ページをお開き願います。また、補足説明資料では 1 ページになります。ごらん願います。1 款病院事業収益につきましては、既決予定額から 5 4 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、5 億 2, 2 1 9 万円とするものです。

1 款病院事業収益、1 項 医業収益としまして、既決予定額から 1 億 1, 0 0 2 万 1, 0 0 0 円を減額して、2 億 2, 0 8 8 万円とするもので、1 目入院収益で既決予定額から 4, 2 0 0 万 9, 0 0 0 円を減額し、8, 8 2 9 万 6, 0 0 0 円とするもので、入院収益の 1 人当たりの単価の減少及び入院日数の減少に伴い減額するものです。

2 目外来収益では、既決予定額から 6, 6 4 7 万 6, 0 0 0 円を減額して、8, 0 6 4 万 4, 0 0 0 円とするもので、外来収益の 1 人単価の減額によるものでございます。

3 目その他 医業収益では、既決予定額から 1 5 3 万 6, 0 0 0 円を減額し、1, 9 0 6 万 4, 0 0 0 円とするもので、長期入院者の減少による一部負担金の減少となってございます。

1 款 2 項 介護保険事業収益としまして、既決予定額に 5 5 万 9, 0 0 0 円を追加して、2 2 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 目訪問看護リハビリ収益としまして 9 4 万 1, 0 0 0 円が減額となりましたが、3 目 他会計負担金で北海道単独補助であります在宅医療提供体制強化事業補助金が今年度も町会計を経由しまして 1 5 0 万円が負担されることになり、計上したものであります。

1 款 3 項 医業外収益は、既決予定額に 1 億 3 8 2 万 3, 0 0 0 円を追加して、2 億 9, 8 8 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 目受取利息配当金では、預金利息の実績見込みにより 3 万 7, 0 0 0 円の減額。

3 目 他会計負担金は、運営費補助金としまして、既決予定額に 1 億 1 6 7 万 2, 0 0 0 円を追加して、2 億 6, 8 3 2 万 1, 0 0 0 円。

4 目患者外給食収益は、利用者の増により 2 0 万 5, 0 0 0 円の追加。

6 目その他 医業外収益では、看護師実習体験謝金等としまして 1 1 万 7, 0 0 0 円の減額。

8 目道補助金としましては、理学療法士等の確保における道単独事業による病床機能分化・連携促進基盤整備事業で 2 1 0 万円を計上いたしました。

1 款 4 項特別利益、1 目その他特別利益としまして、青少年柔剣道場に隣接してました職員住宅の売却益であり、売却費から残存価格を差し引いた額を計上いたしました。

病院事業収益総額では 5 4 0 万 5, 0 0 0 円を減額して、5 億 2, 2 1 9 万円として収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。1 4 ページをお開き願います。補足説明資料では 4 ページ下段となります。1 款資本的支出としまして、既決予定額から 1 4 万 7, 0 0 0 円を減額し、3, 6 6 4 万 3, 0 0 0 円とするものです。

2 項建設改良費、1 目固定資産購入費としまして、エアコン設置工事の不用額 1 4 万 7, 0 0 0 円を減額いたしました。

次に、資本的収支の収入をご説明申し上げます。1 3 ページをごらんください。また、補足説明資料では 2 ページをごらんください。1 款資本的収入としまして、既決予定額から 1 1 9 万 7, 0 0 0 円を減額して、3, 1 7 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

1 款資本的収入、1 項補助金、2 目道補助金としまして、北海道単独事業であります病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金でリハビリ機器の導入に際して新たに補助されたものであり、4 2 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。

2 項負担金交付金、1 目一般会計負担金としましては、既決予定額から 9 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、1, 4 9 9 万 5, 0 0 0 円とするもので、補助、起債等の確定及び単独備品の対象機器の購入額確定に伴い負担金を減額するものでございます。

3 項企業債につきましては、既決予定額から 8 0 万円を減額し、1, 3 5 0 万円とするもので、医療機器の購入額の確定に伴い、病院事業債を減額としたものでございます。

4 項固定資産売却代金としましては、1 1 万 5, 0 0 0 円を計上するもので、収益的収支の収入でもご説明申し上げました職員住宅の売却に当たって収益、売却益のうち残存価格分を計上したものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額であります 4 9 0 万 4, 0 0 0 円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

予定貸借対照表は 3 ページに、またキャッシュフロー計算書は 4 ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第24号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第24号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、山内建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 山内建設課長。

○建設課長(山内 功君) それでは、説明させていただきます。議案第24号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成29年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,942万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。

1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、補正前の額4,960万9,000円から100万円を減額し、4,860万9,000円とするもので、2節給料について4,000円、3節職員手当で3万8,000円を追加するもので、人事院勧告を受けた給与改定等のため条例改正により不足分について追加するものです。11節需用費について、燃料費及び電気料についてそれぞれ20万円の減額、修繕費については14万2,000円を減額、需用費合計で54万2,000円を執行減等による不用額について減額、13節委託料についても漏水管路調査委託料50万円の不用額について減額するものです。

6ページ下段、歳出合計、補正前の額9,042万9,000円から100万円を減額し、8,942万9,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出、需用費及び委託料を合わせて100万円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

4 ページ下段、歳入合計、補正前の額 9,042 万 9,000 円から 100 万円を減額し、8,942 万 9,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 平成 29 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 25 号

○議長（村山義明君） 日程第 12、議案第 25 号 平成 29 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 25 号 平成 29 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 議案第 25 号 平成 29 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成 29 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

平成 29 年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,147 万 8,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 1 日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10 ページをお開きください。1 款下水道費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきまして、補正前の額 4,016 万 7,000 円に 32 万円を追加し、4,048 万 7,000 円とするもので、27 節公課費について

32万円を追加するもので、確定消費税額が48万円を超えたことにより中間納付が必要となるため追加するものです。

6ページ下段、歳出合計、補正前の額9,115万8,000円に32万円を追加し、9,147万8,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料について、下水道使用料の収入見込みから32万円を追加するものでございます。

4ページ下段、歳入合計、補正前の額9,115万8,000円に32万円を追加し、9,147万8,000円とするものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第26号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第26号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第26号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,967万7,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額に392万円を追加し、1,946万円とするもので、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付事業において短期入所生活介護では116万円の減額、福祉用具貸し付け、通所介護、訪問介護につきましては、それぞれ実績の見込みに基づき追加としたものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費では、既定額に201万円を追加し、1,425万1,000円とするもので、地域密着型介護サービス給付事業で通所介護につきまして実績見込みにより追加するものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費では、既定額に16万円を追加し、856万円とするもので、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画給付事業で実績見込みにより追加するものであります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に1,000円を追加し、2,000円とするもので、25節積立金の介護給付費準備基金積立金を追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億2,358万6,000円に609万1,000円を追加し、2億2,967万7,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額に170万5,000円を追加し、5,902万3,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に121万円を追加し、3,512万5,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

2項国庫補助金、1目調整交付金では、既定額に59万4,000円を追加し、2,061万7,000円とし、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に76万9,000円を追加し、3,332万4,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に1,000円を

追加し、2,000円とするもので、1節利子及び配当金の介護給付費準備基金利子の追加によるものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に76万1,000円を追加し、3,414万6,000円とするもので、1節介護給付費繰入金では標準給付費の収入見込みにより追加するもので、一般会計からのルール分について追加するものであります。

7款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に105万1,000円を追加し、509万5,000円とするもので、1節前年度繰越金として追加するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億2,358万6,000円に609万1,000円を追加補正し、2億2,967万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第27号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第27号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第27号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予

算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,789万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成30年3月1日、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から8万8,000円を減額し、158万2,000円とするもので、内容につきましては9節旅費及び12節役務費におきまして実績見込みにより減額するものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から24万7,000円を減額し、2,630万9,000円とするもので、内容につきましては広域連合事務費負担金で額の確定によるものとなります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、既定額から9万7,000円を減額し、3,000円とするもので、保険料の還付につきましては本年度4件で2,600円の実績があったことから不用額を減額するものであります。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額から43万2,000円を減額し、2,789万4,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、既定額から33万5,000円を減額し、291万7,000円とするもので、歳出、1款総務費での特別会計事務費負担金分及び2款後期高齢者医療広域連合納付金での広域連合事務費負担金での減額分について減額するものであります。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、既定額から9万7,000円を減額し、3,000円とするもので、歳出、3款諸支出金の保険料還付金の実績に伴い減額するものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から43万2,000円を減額し、歳入合計2,789万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長(村山義明君) 日程第15、議案第4号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第4号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) それでは、21ページ、議案第4号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

28ページをごらんください。改正の要旨であります。妊娠しても流産、死産等を繰り返す不育症により出産が困難な方々の経済的、精神的負担の軽減を図るため、中頓別町不妊治療費助成事業条例の一部を改正し、不育症治療に関する治療費及び交通費の助成を加え、中頓別町不妊及び不育症治療費助成に関する条例とするものであります。

北海道におきましては、平成29年度から不育症治療助成事業が創設されたことから、当町におきましても不育症治療費及び交通費の一部を助成するため当該条例に不育症治療関係条項を追加するとともに、従来の不妊治療関連条項の内容を整理し、様式等を規則に移入するものであります。

24ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。初めに、条例名を中頓別町不妊及び不育症治療費等助成に関する条例に改正し、第1条及び第2条では対象となる治療に不育症治療を追加するものであります。

第3条におきましては、対象者の区分を明確にするため、一般不妊治療及び不育症治療の対象者を定義した条項を追加するものであります。

第4条につきましては、助成の額に不育症治療を追加し、限度額は特定不妊治療と同額とし、これまで2分の1の受益者負担であったものから受益者負担割合を適用しないことを規定するものであります。あわせて、不育症治療につきましても交通費助成の対象とす

ることと規定し、同条中の表を別表とし、附則の後に表として掲載し、26ページになりますが、第9条におきましては文言の整理をするものであります。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第5号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 29ページです。議案第5号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

40ページをお開きください。改正の要旨であります。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図るため、中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正し、産婦健康診査に関する健康診査及び交通費の助成を加えるものであります。

北海道におきましては、北海道医師会との協定内の協議が調い、平成30年度から産婦健康診査も当該協定に追加されたことから、当町におきましても産婦健康診査の費用及び

交通費の一部を助成するため当該条例に産婦健康診査関係条項を追加するとともに、従来の妊婦健康診査等関連条項の内容を整理し、様式等を規則に移入するものであります。

32ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。第1条から第3条では、「妊婦」を「妊産婦」とし、健康診査の種類に産婦健康診査を追加するものであります。

第4条につきましては、健康診査の内容を道要綱の準用であったものを町の規則で定めることとするものであります。

第5条第1項につきましては、「医療機関」を「医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）」とし、委託した医療機関に対しては委託医療機関とし、文言の整理をするものであります。

第2項では、第1号から第4号にそれぞれの検査項目を個別項目として回数を定めるものであります。

第3項では、転入者の健康診査対象回数の規定を個別条項とし、第4項におきましては健康診査回数の詳細を規則で定めることとするものであります。

第6条につきましては、助成申請に関する手続及び37ページからの諸様式につきましては条項本文の内容から除き、規則で定めることといたしました。

33ページに戻りますが、第7条及び第8条につきましてはそれぞれ条を繰り上げ、町が負担する額を助成の額として文言等の整理をし、費用の支払いについて償還払いとなる健康診査の費用を明確にし、当該費用の額を規則で定めることとするものであります。

また、第7条の交通費及び宿泊費の助成の額を条項本文から除き別表とし、附則の後に記載し、交通費助成の公共交通機関以外の利用に旭川市の基準として3,500円を追加し、不妊治療の助成基準と整合性を図るものであります。

第9条につきましては、本事業に関する委託単価及び受診票等の様式につきましても道要綱の準用としていましたが、これを規則で定めることとするものであります。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第6号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、41ページをお開きください。議案第6号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

46ページをお開きください。改正の要旨であります。市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員定数の改正につきましては、法律上の定めはなく、市町村の自主決定に委ねられ、委員定数は条例で定めることとなっております。当町では、被保険者代表、保険医または薬剤師の代表、公益の代表をそれぞれ3名ずつ委嘱し、運営を行ってききましたが、人口の減少や被保険者数及び世帯数が大幅に減少している状況から委員定数の見直しが必要になりました。具体的には、平成20年度の後期高齢者医療制度の開始前には被保険者数951名、世帯数494世帯に対し、平成30年度の見込みでは被保険者数427名、264世帯と大幅な減少となっております。また、平成30年度からの国保の都道府県単位化において被用者保険の代表を1名以上の設置が任意の構成員と位置づけられることになったこともあり、改正を行うことにしたものであります。

また、葬祭費の改正につきましては、平成30年度から国保の都道府県単位化に伴い、北海道から事務の標準化を進め、全道均一の給付が行われるように方針が示されているため、現在の1万円から3万円に改正するものであります。

出産育児一時金の改正につきましては、産科医療保障制度が見直され、掛金がこれまで3万円だったものが1万6,000円に引き下げられることとなったことに伴い、出産育

児一時金の総額を42万円に維持するために出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円とするものであります。

また、この改正にあわせ新たに目次を設け、文言の整理を行っております。

43ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。初めに、目次としまして、第1章から附則までの目次を掲載いたしました。第1章の章名中「保険」の後に「の事務」を加え、第1条に見出しとして「(この町が行う国民健康保険の事務)」を付し、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものであります。

第2章の章名及び第2条の表題及び条項中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第1号から第3号の委員の人数を「3人」から「2人」に、同条に1号を加え、第4号、被用者保険を代表する委員1名を加えるものであります。

第8条では、出産育児一時金として「39万円」を「40万4,000円」に改め、「3万円」を「1万6,000円」に改めるものであります。

第8条の2では、葬祭費として「1万円」を「3万円」に改めるものであります。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西浦さん。

○3番(西浦岩雄君) 葬祭費についてちょっとお尋ねいたします。

ここの第8条の2に、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対して葬祭費として3万円を支給するとあります。この葬祭というのは、どの程度を指すのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) 基本的には、亡くなった方の葬儀代ということで考えているというか、そういうもので支給することになっているものであります。

○議長(村山義明君) 西浦さん。

○3番(西浦岩雄君) その葬儀というのはわかるのですけれども、その葬儀というのがどのように、公に葬儀だねということを証明するのはどの程度を指すのかというのがちょっとわからなかったものですから、もう一度ちょっとどうですか。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) 葬儀代の補助というものではありませんけれども、亡くなった方に対する助成でもないのですけれども、支給額というふうに考えていただく、葬式に対する補助というものではないというふうに考えていただければいいと思いますが。

○議長(村山義明君) 西浦さん。

○3番(西浦岩雄君) ちょっと私が調べたところによると、要するに死んでしまった人

にやるわけにはいかないの、葬儀を行った者と。だから、その葬儀というのはどの程度を指して葬儀というものなのか。これを公に証明する、やりましたと言っても、どれだけやったかはわからないので、ちょっと文章を読んだ中でちょっとわからなかったものだから、聞いたかったのですよね。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 済みません。一般的には証明というか、葬祭費、葬儀を上げなかった場合の証明は今までちょっと出したことがなかったのですけれども、これまで証明するものとしては香典返しのはがきとかありますよね。あれを一応喪主が誰かという証明として提出してもらっているということでもあります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第7号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

47ページをお開きください。議案第7号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

51ページをお開きください。改正の要旨であります。3年ごとに見直すことになって

いる介護保険料につきまして、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるため、中頓別町介護保険条例の一部改正を行うものであります。

49ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。第1条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、「2万4,300円」を「2万9,700円」に改めるものであります。

第2条におきましても「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、第1号から第9号に掲げる金額をそれぞれ第1号では「2万7,000円」を「3万3,000円」に、第2号及び第3号では「4万500円」を「4万9,500円」に、第4号では「4万8,600円」を「5万9,400円」に、第5号では「5万4,000円」を「6万6,000円」に、第6号では「6万4,800円」を「7万9,200円」に、第7号では「7万200円」を「8万5,800円」に、第8号では「8万1,000円」を「9万9,000円」に、第9号では「9万1,800円」を「11万2,200円」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置としまして、第2条、改正後の中頓別町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分保険料につきましては、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今回介護保険条例の一部改正で、基本的に増額ということで、これは常任委員会のときなんか説明をいただいていますけれども、本町の介護保険料に関しては3年前にいわゆる標準額1.0倍の標準額でずっと4,000円で長くきたところ4,500円ということで500円増額、これ標準の額で見ると3年間でいったら年間6,000円ですから1万8,000円負担がふえたということになると思うのです。今回さらに500円どころか1,000円、再度上げなければいけないということで、これでいくと1,000円ですから1万2,000円の3万6,000円ですか、3年間で。大分やっぱり負担が大きくなる。これを6年間で足すと、従来の標準額5万4,000円の丸々1年分ぐらい負担がふえることになるのです。だから、6年間で7年分払うような額になってくるところで、前回500円の時も私個人的には何か賛成しなかったような気がするのですけれども、介護保険の今の中頓別町の状況だけ見れば、やっぱりこれは絶対上げていかなければいけないというのはわかるのだけれども、保健福祉のほうに聞くべきか、町長に聞くべきか、どちらでもいいのですけれども、やはり今回の3月定例会だけ見ても基本的には多くの補助制度であるとか補助制度の増設、増額というのが提案されてきて、やっぱり町民の皆さんのイメージとしてもこぞずっといろんなことにお金を使

っているイメージがあるわけです。

そこで、今回でいっても基本的にはそういう形のものが多いのだけれども、もろに負担増となるのがこの介護保険の額になるかなというふうに思います。この点、例えば国保のように法定外繰り入れというのは介護保険とかでは認められていなくて、国保のほうもそれをなくしていこうという、ほかの税金は使わないようにというところがあるわけですが、何かお金を使うことが多い中でこういう負担も抑えられる仕組み、方法ってないのかなというところをちょっとお伺いしたいなと思うのです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 介護保険料、基準額で月額1,000円を上げるということについては、本当に住民の負担には心の痛い思いがあります。これまでの経過を申し上げますと、ずっと介護保険創設、2期目からかな、4,000円でやってきました。これは、実際には4,000円の負担をいただくまでも実はなかったのかなと。その分、基金という形で残ることになりました。それで、平成24年から平成26年の3年間、これも4,000円という形で据え置きをしたわけですが、この段階で既に4,000円では足りない状況、きちんとしたルールで算定をすると。だから、当然その間でそれまで蓄えていた基金を取り崩して、それでやったというような状況です。それが平成27年から平成29年の期、ここにおきましては当時議会に提案する前の段階までは私も保健福祉課長をやっております、その段階で想定した保険料はやはり5,000円台の半ばぐらいまで上げなければ実はならなかったのかなというふうに思っております。若干の基金もあり、それから恐らくその時点では介護給付費を大きく抑制していくということもあって4,500円という形に抑えたのかなというふうに思いますけれども、結果につきましては常任委員会のほうで担当からも説明をさせていただいたとおり、やはり5,000円台の半ばの保険料をいただいでいなければやっていけない状況になったと。結果としては、基金は若干減らしつつも残りますけれども、1,500万円近いお金を借りるという形でこの3年間を締めくくるといような形になっております。

それで、今回先ほど1,000円で大変心苦しいというお話をさせていただいてはいますけれども、実際にはもう少し上げなければ、多分その3カ年の中で帳じりをとっていくことが難しいのかなというふうな思いがあります。ただ、そこはやはり急激な負担を強いることに、1,000円が限界というところを考えて今回は5,500円という形に抑えつつ、先ほど議員の質問にあったのは何とかして負担を軽くする方法がないかということについては、やはり介護給付、介護の必要がないような状況をつくっていくということに尽きるのかなというふうに思います。町民の皆さんが健康寿命を延ばして、介護のサービスを受けなくてもいいような状況をつくるということが基本の目標になるのかなというふうに思っています。あと、そうならなかった場合において、何とかほかの方法で介護保険の負担という形で直接的に例えば町の一般会計から繰り出しをすとか、そういう方法というのはやはりちょっととれないというふうに思っています。

今後検討しなければならないのかなと思うのは、介護保険は介護保険の給付の負担としていただくということではありますけれども、先ほど今いろいろ給付を町としてもふやしているというお話がありましたけれども、今ある高齢者の給付を含めてこれを見直しつつ、もう少しそういった給付の部分での上乘せとか、そういったようなことができないのかと。短期的なことであったり、あるいは長期的なことであったり、その辺はどういうふうにするかというのはあるのですけれども、私の思いとしては平成30年度においてそういう高齢者の給付サービスなどについて見直すところを設けて、そこで検討していきたいというふうには考えていますけれども、答えになっていないところがあるかもしれませんけれども、とにかく1つは介護負担、介護給付が抑制されるような予防事業、健康づくりの事業に力を入れていくということと高齢者に対するサービス給付のところを見直しをするというところでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 町長からも今ありましたけれども、保健福祉課の以前の説明の中でも正直5,500円でも厳しいかもしれないというところが、3年間やってみなければわからない部分があると思うのですけれども、今ずっと上がってきている状況で、さらに3年後は本当にどうなるのかと。それは、やっぱり足りないのか、下げることができるのか、その見通しってすごく難しいとは思うのですけれども、もし現段階でお答えできるようなことがあればお伺いしたいなと思いますし、やっぱり今町長もおっしゃいましたけれども、なかなかできることはないのかもしれないけれども、やはり今回の提案内容でいってもその増額とか増設に関しては当たらない人で、介護保険の負担増だけは当たってしまうという人も絶対に町民の中で出てくるわけですから、そういう方々にどういう還元ができるのかということをお急ぎに考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、再度お願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今75歳以上の高齢者の方の数だけ考えると大体ほぼピーク、横ばいに行くか、若干減少に転じるかという局面だと思しますので、しっかり介護予防の取り組みをしていけば介護給付費そのものはそんなに大きく伸びない方向に推移させることは可能ではないかというふうに思っています。ただ、今人口の状況としては40歳、介護保険の1号保険者……ごめんなさい。65歳から75歳までのその数がちょっと減りつつあるのかなということなので、給付費に対して被保険者数が全体としては減る傾向が見えるのかなと。そういう中では、明るい要因にもなるかというふうには思います。ただ、いずれにしてもそう大きな、自然に置いておいてそう大きく上がっていくということではないのかなというふうには思いますけれども、もう数百円程度上がることは念頭に置いておく必要はあるのかなというふうに思います。それゆえに、先ほど言いましたようにそうならないための努力をしっかりとやっていくというふうに思います。それと、先ほど申し上げましたし、今宮崎議員からも言っていた給付の部分の検討については、でき

るだけ早く着手をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第8号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

52ページをお開きください。議案第8号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

56ページをお開きください。改正の要旨であります。平成30年4月1日より高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条が改正され、国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者広域連合の被保険者とする事となったため、改正するものであります。

54ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。第3条第2号中「又は第2項」を「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「これらに規定の適用を受けるに至った」を「病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。

以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした」に、「もの」を「被保険者」に改め、同条の次に次の3号を加えるものです。

第3号としましては、法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者。

第4号、法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者。

第5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者ということですが、主な内容としましては国保、後期の資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所して住所が移った場合には住所地特例を設け、従前の前住所地の被保険者としています。しかし、現行の制度では住所地特例者が75歳到達等により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっている現状でありました。この改正により、現に国保の住所地特例を設けているものが広域連合の保険者となる場合には前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直すものであります。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) 総括的には言っていることはわかるのだけれども、もう少しわかりやすく説明できるでしょう。例えばこの長寿園に入っていることに対して、こういうことを町は負担していたけれども、これからはよくなったとか、そんなわかりやすいことを言ってくれば一番町民もわかりやすい。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) 申しわけありません。もう少しわかりやすくというか、例題として説明しますと国保の人が、例えば70歳の中頓別町の町民がほかの町、ここでは広域連合となっていますけれども、例えば道外の病院に入っていて、その病院なり、老人福祉施設でもそうなのですけれども、そういう施設に入っていて、入っている中で75歳になって後期高齢に移りましたといったときには、今まではその時点で例えば青森なら青森の施設に入っているのです、そっちの住所の方というふうになったのですが、これからのこの法律によっては、そういうふうになっても従前の住所地を適用しますということで、例えば70歳でほかの県の施設に入っていた方が75歳で後期高齢に移ってもそのまま中

頓別町の住所を採用しますということになるということです。わかりづらいですかね。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 従前の住所に戻すということになると不利になるよね、中頓別町は。そうではなくて、何がメリットになるのと聞いたのだ。例えばの話でいえば、長寿園の場合は。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） メリットで考えたときには、その逆のパターンです。ほかの他県の人の中頓別町の長寿園に入っていた場合、中頓別町に入っていて同じように他県の国保の人が中頓別町の長寿園に入っていた場合に、そこで75歳になって後期高齢者に移ったときに、これまでは中頓別町の後期高齢者だったのですけれども、75歳になった時点では国保は他県の国保だったので、そのまま他県の住所を特例しますということになります。

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（吉田智一君） 今の現状で、広域連合ですので、道内で動いた場合は今までと変わりません。他県、道外から行ったり来たりという場合の状況でメリット、デメリットというふうになります。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第9号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第9号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それでは、説明させていただきます。

57ページをお開きください。議案第9号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

60ページをお開きください。改正の要旨をごらんください。現行条例により、平成26年度に4件の助成を行ったのを最後に、町内における新築または増改築の申し込みが停滞している状況にあります。さらなる住宅建設を促すために助成金額を増額し、町民の持ち家建設を促進するものです。また、町内業者での建設を優遇することで町内業者、町外業者での差別化を図り、町内での消費向上を図ることにつながるためにこの条例を改正するものです。

それでは、内容について説明させていただきます。58ページをごらんください。改め文を読み上げてご説明いたします。

中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町住宅建設促進助成条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「評価額」の前に「町内業者で建設した住宅の」を加え、「48万円」を「96万円」に改め、同条第2号中「評価額」の前に「町内業者で建設した住宅の」を加え、「72万円」を「144万円」に改め、同条第3号中「評価額」の前に「町内業者で建設した住宅の」を加え、「96万円」を「192万円」に改め、同条第4号中「評価額」の前に「町内業者で建設した住宅の」を加え、「120万円」を「240万円」に改め、同条に次の1項を加える。

第2項 町外業者が建設した住宅については、前項各号に定める助成金の額の3分の2とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

59ページは、改正の新旧対照表を添付しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それでは、説明させていただきます。

61ページをお開きください。議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月1日提出、中頓別町長。

64ページをお開きください。改正の要旨をごらんください。平成25年度から5年間で6棟28戸の民間賃貸住宅が建設されたことで町内、町外からの転入者の受け皿として大いに利用されております。建設後の入居状況においてもほぼ満室状態が続いている状況の中で、さらなる民間賃貸住宅の建設促進を図るため、建設工事費1戸当たりの限度額を増額するものです。また、町内業者での建設を優遇することで町内業者と町外業者での差別化を図り、町内での消費向上を図ることにつながることから、この条例を改正し、3年間延長するものです。

それでは、内容について説明させていただきます。62ページをごらんください。改め文を読み上げてご説明いたします。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

補助金の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

第1号、町内建設業者で賃貸住宅を建設する場合は、工事費（以下「建設工事費」という。）に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、1戸当たりの補助金の額（建設工事費を建設戸数で除した額に3分の1を乗じて得た額。以下「補助金の額」という。）は、350万円を限度とする。

第2号、町外建設業者で賃貸住宅を建設する場合は、建設工事費に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、1戸当たりの補助金の額は、250万円を限度とする。

第3号、前号において町内業者を建築・土木・電気・設備・資材等に要する建設工事費の20分の1以上で使用する場合は、1戸当たりの補助金の額は、300万円を限度とする。

第4条に次の1項を加える。

第3項、補助金の総額は予算の範囲内とする。

附則中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

63ページは、改正の新旧対照表を添付しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、これで質問をさせていただきます。これ私の一般質問等に出しておりますので、この一般質問の前の条例で質問するしかないのかなと思ひまして、質問させていただきます。

この条例で、何で今さら町内業者のときに350万円にするのか。前回、この前の条例もあったのですけれども、ふやしたからといって町内業者が建てるのかなと。それもあるのですけれども、今までこの住宅等で町内業者を利用して建てたというのがなかなか町民からの声も聞かれておりませんし、現に町内業者が建てて補助をもらっているという前回のその前の条例もありましたけれども、件数がないということですので、何でまたこの民間アパートに町内業者が携わった場合350万円、それで町外業者が250万円ですよ。今までどおりであれば、私は何も300万円上限で町内業者で発注すればいいのであって、そしてここに第4条の2号にありますように町外建設業者であれば250万円ですよ。そこで格差がついているのだから、わざわざ私は350万円まで引き上げる何物もないのではないのかなと思っておりますし、それとあわせてこのごろの町の広報を見ても公営住宅等のあきが相当あります。それで、募集をかけているにもかかわらず、まだまだ民間アパートを利用しなければならない、活用するだけの人材がいるのかどうか、そこら辺も調べてこのような条例をまた上げてきたのか、あわせて伺います。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 改めて350万円にすることはないというご意見の中ですが、

当初中頓別町はこの建設助成条例を設けた5年ほど前には、管内ではほとんどこの助成をするというところがなく、その後近隣町村でも助成を行うという町村がふえてきたと。それで、改めて近隣の町村を調べたところ、1戸当たり100分の35、うちは今3分の1の工事費という形でやっていますけれども、100分の35までの工事費だとか2分の1だとかという形の条件を入れて350万円を限度だとか、町内業者で350万円、町外業者は250万円だとか1戸当たり500万円を限度とするだとか、それも町内業者と町外業者を分けて条例化している町村が近隣にちょっとあるものですから、そういうことを踏まえて今回時限立法でことしの3月、今月ですか、切れるのを機に1つ助成金をふやした中で町内業者にもひとつ奮起していただいて建設をしてもらいたいということで、50万円をふやして、またその中で町内と町外の差別化を図って明確にしたという狙いで上げております。

2つ目の募集をかけて、あいているところが多いのではないかという話ですけれども、実際確かに古いほうは募集をかけてもなかなか集まらなく、強いて言えばあかね地区の新しいほうだとか、そちらのほうにはある程度募集は来て、選考委員会などもやりながら、やはりどうしても古いほうは嫌だという人方もいるのが現状でありまして、これからもそういう人方がもし入るとなると、やはり新しい民間アパートが必要になってくるのではないかという形で考えて設定いたしました。よろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、民間アパートに頼るのもいいのですけれども、やはり公営住宅をもっと段階的に整備していくのも一つのやり方でないでしょうか。民間アパートが建てば入れる従業員というのは、おのずから決まってくると思うのです。住宅手当の出る会社、要するに役場職員、長寿園ぐらいですよ、中頓別町でいえば。企業、町内業者に勤めている方々がまずしてもこういう民間アパートには、役員なら自分の持ち家を持っていますから入らないとしてもやはり雇用されている労働者というのは、なかなかこういう民間アパートには入れないのが現実だと思いますので、それであるのであれば、本当に町民のことを思って行政が動くのであれば、私は公営住宅等の整備がまずもって先で、その後こういう話が出てきて、まだまだ足りないよというのであれば、こういう時限立法で延長するのですけれども、それはいいのですけれども、こういう活用方法もあるということこれはいいのですけれども、先に私はもうそろそろ民間アパートよりかはもとに戻って、やっぱり町内の公営住宅等をまず私は整備、管理していくのがまず行政としての一つの手段でないかなと思って再度質問します。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 民間の賃貸住宅の建設ということに踏み切ったのは、やはり公営住宅等の建設をする際に、1つには建てる際に町の負担が大きいのということとその後の維持管理も大きな負担になっていくので、そこにおける民間の活力でやっていただけることがより負担が少ないということだったというふうに思います。

それで、前に宮崎議員の答弁なんかでも所得の低い方が入れるためのということで、これまでも実は担当課のほうには家賃の助成という方法でできないだろうかということも検討してもらっています。星川議員がおっしゃるように、所得の低い人も公営住宅並みの住宅に入居できて、町も負担が従前の公営住宅を建てるよりも少なく済むと、なおかつ民間のそういう建設事業も喚起できていけるような、みんながウイン・ウインになるようなところを考えていく必要があるというふうに思っています。ちょっと家賃助成のところの検討もややおくれているところありますけれども、今のところある程度公営住宅に入っても低額な家賃ではなくて高い家賃になるような人たちのほうが入居としては多いのかなというふうには思っています。とはいえ、できるだけ早くこの問題の答えを出していきたいというふうに思います。今回この条例の施行を5年ではなく3年というふうにしているのも今後の需要をできるだけ早く適切につかんで、その後の計画をしっかりと立てていく必要があるということでの趣旨であります。

先ほど山内課長からもありましたけれども、ことしの4月に入ってこられる方たちの入居募集があって、内容は詳しくは聞いておりませんが、今回若い町の職員も当たらずに今困っているというような状況もあるのが現実ですので、古くてもというところはあるかもしれませんが、昔古い住宅を見て荷物をおろさないで帰ったという人が、町内にもそういうこともあったということもありますし、やはりせっかく来てくれる貴重な人材に喜んで入居してもらえるような住環境を整えていきたいということを前提として、この3年の延長の中でかつできるだけ早く家賃対策についての結論も出しながら、今後の公営住宅を含めた賃貸住宅のあり方という、そこを方向づけをしっかりとさせていただければというふうに思います。そういう趣旨で今回の延長及び改正内容についてはご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私は、条例の内容についてはこれでいいと思うのです。今のことも含め、前の段階の個人住宅も含め、積極的に町内業者を使ってやろうという意識が住民に芽生えてくれれば、それはそれでいいと思うのだけれども、ただ1つ心配なのは残念ながら住民が町内業者の信頼をどう考えているか。今まで住宅を手がけた業者も複数、3個、4個とありましたけれども、だんだんどっちかという土現業者が主になってきて、建築業者というと特定の方々になって数えざるを得ない。結局個人住宅をやるにしてもアパートを建てるにしても、やっぱり設計管理のノウハウを持った業者に頼みたいという意識がどうしても芽生えてくるし、その辺で私はせっかくこういうふうにしてやったのに、金額的にはこんなに差があるのに、やっぱり町外業者だと言われたら町の立場はなくなってしまふ。だから、そういう意味においては町としても町内の建築業者に対してきちっとした指導というか、そういったことを条例をつくるだけでなく、内容についての協力も呼びかける必要があるだろうと思います。

それと、心配なのは少ない建築業者が仕事を抱えて、私のところはできないわとか、い

や、やるのならどこから下請を連れてきてやるわと、それもその業者がやったことになります。町内業者ということになりますよね。そういうやり方で、できないと言われて仕方なく町外業者を頼まざるを得ない人も出てくるかもしれない。それから、下請でやる業者がいるかもしれない。みんな土建業者の方々だって建設の許可もとっているわけだから、やってやれないわけではないと思う。そういったことをどうするのかと。そういったことも含めて、町内業者でやれないと言うから町外業者に頼んだけれども、それはだめだと言ってしまうのか。それから、よそから下請を連れてきてやらせても町内と認めるのか、その辺の心配も私としてはなくはない。その辺も逆に考えておく必要があるかなと思うので、ちょっと今の心配に対して何とお答えいただけますか。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 確かに東海林議員がおっしゃるとおり、そういう心配はあります。確かに町内業者が請け負って、町外業者に下請をやるという形のことにはあるのですけれども、確かに今町内業者で建築のほうを建てられる業者は限られています。その中で、それが全部やる、全部下請でやるのかといえばそうではないというふうに考えていますし、それでなおかつこの中で20分の1以上の建設工事費を請け負えば、50万円まだ上げるという形をしていますので、その中で考えると町内業者でできるのかと。水道だとか、下水道だとか、駐車場周りの仕事だとか、どこの関係だとかはある程度できる形の業者が入って参加できる、少しでも参加してもらいたいという形で、こういう形で20分の1という形を設けています。そして、なおかつ町内の建設業者のほうにもなるべく独自に建てるように協力または指導していきたいと思っていますので、その辺はよろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） もう一点、今東海林議員の質問なのですけれども、あわせてどこでその要するに町内業者がとりました、でも仕事が詰まって、要するにいろんな仕事が詰まって下請のほうに回しましたと。そしてまた、逆のパターンですよね。町外の業者がとって町内の人にやってもらったと。それは、やはり建設課で常時監督し、いろんな部署があるかもしれませんが、そこでやっぱり認定するのか、再度そこら辺。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それは、やはり建設課のほうで中身を精査する形をとりたいと思います。まずは、全部工事が終わらなければ全部がわからないのですけれども、その前段で内容を一応建具だとか土工だとか、いろいろ内訳を出してもらって精査、まずは内容を確認して認めると。そして、最終的にはそのできた中のものを検査して、中身を精査してみて決めるという形を、建設課のほうでやる形はそのままになると思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

反対の意見から出してください。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 反対の意見からと言ったら、反対するしかないですね。私もこの条例は、確かに民間アパートも私は前からこれは賛成なのですけれども、これは町で住宅、公営住宅を持てばそれなりに経費がかかって大変だというのはわかっておりますけれども、そうであればそれなりにここにきてわざわざ町内業者でなくたって300万円でやってもらえるというのは、今まで何社ですか、手がけて実績ありますよね、町内に。その方々に対してもやはり先駆者ですよ、中頓別町の民間アパートに。その方にもやはり失礼ではないのかなと。やるのであれば、やっぱり町内で300万円、そこで分けて町外なら250万円と。私は、そっちのほうで条例をわざわざ上限50万円を上乗せするのではなくて、今までどおりで、そして交付、要するに期間ですか、3年間延長で私はいいと思います。それで、本条例に対しては私は反対させていただきます。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、討論がないようですので、終結します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 賛成多数です。

したがって、議案第10号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第11号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例

の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について、山内建設課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それでは、説明させていただきます。

65ページをお開きください。議案第11号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

68ページ、改正の要旨をごらんください。平成13年度から5年間と平成25年度から今年度までの5年間に廃屋解体撤去助成事業に取り組み、景観や住環境の向上に一定の役割を果たしてきていますが、町内には景観を阻害し、周囲に危険を及ぼすおそれのある建築物等がまだ多く存在しております。そのため、引き続き5年間、町内に存在する老朽化した危険な状態にある廃屋化した建築物等を解体撤去する者に対して、その経費の一部を助成することにより町内の景観及び住環境の向上並びに町民の安全、安心を図ることにつながることから、この条例を5年間の延長をする改正をするものです。

それでは、内容について説明させていただきます。66ページをごらんください。改め文を読み上げてご説明いたします。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

67ページは、改正の新旧対照表を添付しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 1点だけ、確認です。

ことしのこの豪雪で、見て本当に危険家屋が相当外にもあるなということを感じておりますので、そういう危険廃屋の家の持ち主にこれ町からお願いというか、何かしているのでしょうか。解体してくださいとか、そういうお願い的なことはないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 申しわけありません。特にお願いしているという形ではとっていません。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 昨年度、廃屋等の管理に対応するための条例を制定をしております、本来であればしかるべくその組織を立ち上げて、そういった危険な廃屋等についてしっかり指定した上で持ち主に対して責任を果たすように指導、監督、勧告等を行わなければならない、そういう位置づけになっております。建設課のほうには、その旨の事務を進めることを指示しているところでありますけれども、大変申しわけありませんが、まだそこに至っていない現状があります。できるだけ早くそういう組織及び対応についてとれるように努力したいと思っております。大変申しわけありません。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第12号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案の69ページになります。議案第12号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

72ページをごらんいただきたいと思います。72ページの改正の要旨でご説明させていただきます。本町の区域内において新たに農業経営を営む者に対し、本町独自の支援策として交付する経営自立安定補助金に農業協同組合等が独自に融資する資金の借入金を交付対象として追加することにより、新規就農者の資金対応の選択肢を広げ、就

農者の経営の早期安定化と新規就農希望者の誘致促進を図るものであります。

これにつきましては、これまでは資金の対象としていた資金が公益財団法人北海道農業公社が実施しております農地保有合理化事業または農場リース事業、それ以外には農林水産省が実施しております就農等支援資金を対象としておりましたが、公的な資金のみということで非常に対象資金が狭められておりました。このことから、本町の農協でも独自に実施している制度、資金融資の制度があるほかにも信用農業協同組合連合会等でも制度が設立されておまして、そういう資金もこの対象の資金にすることによって就農者にとって経営の安定化を図るために有利な資金の対応を選択して、その資金をもとにして経営自立安定補助金の対象とすることにより就農者の誘致をさらに進めることが可能となると見込まれます。特に作業機械の購入費は、公的な資金助成がなく、さらに乳牛価格が高どまりの状況が続いている現状では、より償還期間が長く、低利な融資をいかに有効に活用するかが大きな課題となっております。経営自立安定補助金の交付対象資金の拡充は新規参入希望者の就農時の資金対応の選択肢を広げ、就農者の経営の早期安定化を図るために重要な改正と捉えております。

それでは、議案70ページでございます。改め文を読み上げて提案させていただきたいと思っております。

中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例。

中頓別町新規就農者誘致特別措置条例（平成4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「等資金」の次に「のほか、農業協同組合等の資金」を加える。

第9条第3号中「町税」の次に「その他、中頓別町に対する債務」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

71ページに新旧対照表を添付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（村山義明君） 日程第24、議案第13号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案73ページになります。議案第13号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

76ページをごらんください。改正の要旨でございますが、近年町内の農業経営体の経営規模が拡大している中、新規参入希望者が譲渡希望者の経営規模を全て引き継ぐことが難しい状況にあることから、適切な資金投資による経営の早期安定化を図るため、譲渡希望者の経営規模から経営開始に必要な農用地・施設・機械・住宅等を譲渡した者に譲渡協力金を交付する内容に改め、新規参入者の受け入れの促進を図るものであります。

具体的には、町内の酪農家の現在の離農が進んでいる現状では、農用地を100ヘクタール以上所有している酪農家も少なくなく、そのような酪農家が離農し、新規参入者へ農地等を譲渡する場合、全てを譲渡する場合には新規参入者側の過剰な投資となりかねず、本条例の目的の一つである酪農経営の継承の促進に支障を来すおそれがあるという認識を持っております。そのため、より農業経営の継承をスムーズに行うことを目的に、参入者側にとって必要となる農用地、施設、機械、住宅等を譲渡した場合に譲渡者に対して譲渡協力金を交付する内容に改正するものであります。

議案74ページ、改め文を読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。

中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例。

中頓別町酪農振興支援条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「希望者へ、」の次に「農業経営を開始するために必要となる」を加え、「の全て」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

75ページに新旧対照表を添付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町酪農振興支援条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第25、議案第14号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 議案第14号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月1日提出、中頓別町長。

80ページをごらんください。改正の要旨であります。中頓別町立自動車学校運営に関する条例第16条は、運転免許取得者教育認定講習に関する講習料の徴収に関する規定で、これは道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる法定講習と同等の効果を生じさせるための講習であり、当学校として今後もこの認定講習に力を入れていく必要があると考えており、この認定講習を円滑に進めるためには今後も道路交通法施行令で示される講習手数料と同額とする必要があります。高齢者講習等における講習手数料は、原則3年ごとにその金額が見直されることとなっており、当条例もその都度講習料の改正が必要となることから、今回の改正規定によりまして都度条例改正をせず、道路交通法施行令と同額の講習料を徴収することができるということに変更するものであります。

79ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。第16条関係であります。

第16条第1項第5号の規定を道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行う教育、この項目に関しては現行の段階ではイ、ロに分かれて講習料を指定しておりますが、これを道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項

第12号に掲げる講習の項に定める額ということで変更することによりまして、今後額が変更になっても都度道交法の金額をそのまま徴収することが可能ということになります。

78ページの附則であります、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(何事か呼ぶ者あり)

○副町長(遠藤義一君) 金額は、ここに今規定されている現段階は70歳以上75歳未満の者は5,600円となっております、これが今後5,800円とか、若干ちょっと上がる形になりますので、そういう部分の改正を今回行くと。それをしなくてもいいように行うことにしております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号

○議長(村山義明君) 日程第26、議案第16号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第16号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾総務課参事。

○総務課参事(長尾 享君) 議案86ページをお開きください。議案第16号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

92ページをお開きください。改正の要旨でございますが、本条例は平成30年3月31日までの時限立法となっております、引き続き本条例の目的である住民の定住化と本当

の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくため、平成35年3月31日まで期限を延長するとともに、あわせて転入支援事業の内容を移住定住促進事業として内容の拡充を図り、支援事業の一つとして新たに就学支援事業を加え、高等学校へ通学する家庭を支援するものであります。

89ページにお戻りください。新旧対照表にてご説明いたします。

附則第1項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附則第2項中「手続き」を手続きの平仮名の「き」を削除するというで改めます。

別表中「別表」を「別表（第5条関係）」に改める。

別表内容の改正ですが、現行の転入支援事業を移住定住促進事業と名称を改正し、ア、転入支援に中頓別町生活情報誌のほかに、なかとん牛乳引きかえ券900ミリリットル4本分を追加します。

次に、イとしまして、就職祝金を追加、支援内容は商品券5万円分とし、交付対象要件は中学校、高等学校、大学等を卒業もしくは退学した者または住民基本台帳法第22条の規定による転入の届け出をした者のいずれかであり、以下の要件を満たすもの。5年以上の就業見込みがあること。卒業もしくは退学または転入した日から1年以内に町内の事業所に就職していること。公務員でないこと。就業先が転勤を伴う事業体でないこと。ただし、広域の事業体であっても転勤の見込みがない場合については交付対象とする。

次に、就学支援事業を追加して、ア、通学用バス定期運賃補助事業として、これまで要綱で定めて交付していたものを本条例に盛り込みます。バス定期運賃5割12カ月を上限として、交付対象要件を北海道浜頓別高等学校へ宗谷バスを利用して通学する生徒の保護者とします。

イ、高等学校等通学家庭補助事業を新規に盛り込みます。商品券10万円分とし、交付対象要件を高等学校等へ進学する前項の通学用バス定期運賃補助事業により補助を受けていない生徒の保護者とします。

次に、子育て支援事業、結婚支援事業の交付対象要件の根拠法令である戸籍法の次に「(昭和22年法律第224号)」を加えることとします。

以上、雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 済みません。ちょっと1点、前にこの委員会だったかな、説明を受けたときには転勤を要するような事業体でというのを伺いして、そうでない人も中にはいるのではないかということだったのですけれども、100%転勤しないということも無いと思うので、ちょっと難しいところがあると思うのです。

違う点でちょっと伺いたいのですけれども、通学の関係の補助なのですけれども、それだけでなく、これ全体的に見ると中頓別町に住所を移した人だったり、中頓別町か

ら浜頓別高等学校に例えば高校生で通う人に対する補助の内容だと思えるのですけれども、これもっと遠くの高校に通う方も対象にされるということで、必ずしもそうではないかもしれないけれども、住所をやっぱり中頓別町以外のところに移されるのかなど。私は、高校からちょっと出たことないので、逆に出ても中頓別町に住所を残している方も、私が出たときもそうだったのですけれども、最初は住所が残っていたのです。余りよくないことだとは思えるのだけれども、これ基本的には町民に対する補助で、これは保護者ということになっていきますけれども、その学生については住所を残している、移している、関係なく補助をするような形ということでよろしいのか、この点伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 住所要件ということですが、高等学校に進学する際、それぞれの学校等によっても住民票を移さなければならないとか、そういった制約もあろうかと思えますので、いわゆる保護者が中頓別町民であって、お子様が高等学校進学に出た際に住民票を移したとしても交付対象とするというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それと、転勤族ですよね。途中から要するに来て、中頓別町に保護者が今度住みました、でも子供は札幌市に置いてきました、それも対象になるということですね。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 転勤者であっても中頓別町に町民となられてという場合については、対象となるというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日3月2日午前10時から会議を再開して審議を行いたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日3月2日午前10時から会議を再開して、議案第17号 指定管理者の指定についてから審議を行います。

◎延会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はご苦労さまでした。

(午後 3時52分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員